

# 福島県消防学校教育訓練指針

令和3年3月  
福島県消防学校

# 目 次

I	消防を取り巻く環境	
1	災害の多様化・複雑化・大規模化	
(1)	火災	1
(2)	風水害	2
(3)	地震	4
(4)	火山	6
2	社会の変化	
(1)	人口減少・高齢化の進展	7
(2)	消防職員年齢構成等	9
(3)	消防団員の減少	9
(4)	災害に対する人々の認識	10
II	消防学校の教育訓練指針	
1	策定の目的等	12
2	位置付け	13
3	期間	13
4	効果検証	
(1)	教育訓練指針と教育実施計画の関係	13
(2)	P D C Aサイクルによる効果検証	14
5	教育訓練の目指すべき姿（方針）	
(1)	消防職員	
ア	災害対応能力や予防査察業務能力の向上を図るための 教育訓練の充実	14
イ	救急隊員及び救急救命士の養成	14
ウ	消防職員幹部教育の充実	15
(2)	消防団員	15
III	各教育科・課程の方向性	
1	各教育科・課程の目標及び教育訓練の内容・カリキュラム等	
(1)	各教育科・課程の目標	
ア	消防職員	
(ア)	初任教育	16
(イ)	専科教育	
a	警防科	16
b	特殊災害科	16
c	予防査察科	17
d	危険物科	17
e	火災調査科	17
f	救急科	17
g	救助科	18
(ウ)	幹部教育初級幹部科	18
(エ)	特別教育	
a	放射線基礎研修	18
b	惨事ストレス対策講習	19
c	機関科	19
d	水難救助科	19

e	はしご車運用科	19
f	指揮隊長科	19
g	ポンプ操法指導員科	20
h	通信指令科	20
i	救急科（再教育）	20
j	救急救命士教育科（養成補助）	20
k	救急救命士処置拡大講習（再教育）（静脈路確保）	20
l	救急救命士処置拡大講習（再教育）（ビデオ喉頭鏡）	21
m	新任救急隊長科	21
n	上級職員科	22
イ	消防団員	
(ア)	基礎教育	22
(イ)	専科教育	
a	警防科	22
b	機関科	23
(ウ)	幹部教育	
a	初級幹部科	23
b	指揮幹部科	
(a)	現場指揮課程	23
(b)	分団指揮課程	24
(エ)	特別教育	
a	訓練礼式指導員科	24
b	ポンプ操法指導員科	24
c	ラッパ吹奏科	24
d	女性消防団員科	24
e	ドローン講習	25
f	オフロードバイク講習	25
g	救助用資器材取扱技術講習	25
h	校外教育	25
ウ	一般教育	
(ア)	自衛消防隊員教育	25
(イ)	少年消防クラブ員教育	25
(2)	各教育科・課程のカリキュラム等	
ア	消防職員	
(ア)	初任教育	26
(イ)	専科教育	
a	警防科	28
b	特殊災害科	29
c	予防査察科	30
d	危険物科	31
e	火災調査科	32
f	救急科	33
g	救助科	34
(ウ)	幹部教育初級幹部科	35
(エ)	特別教育	
a	放射線基礎研修	35

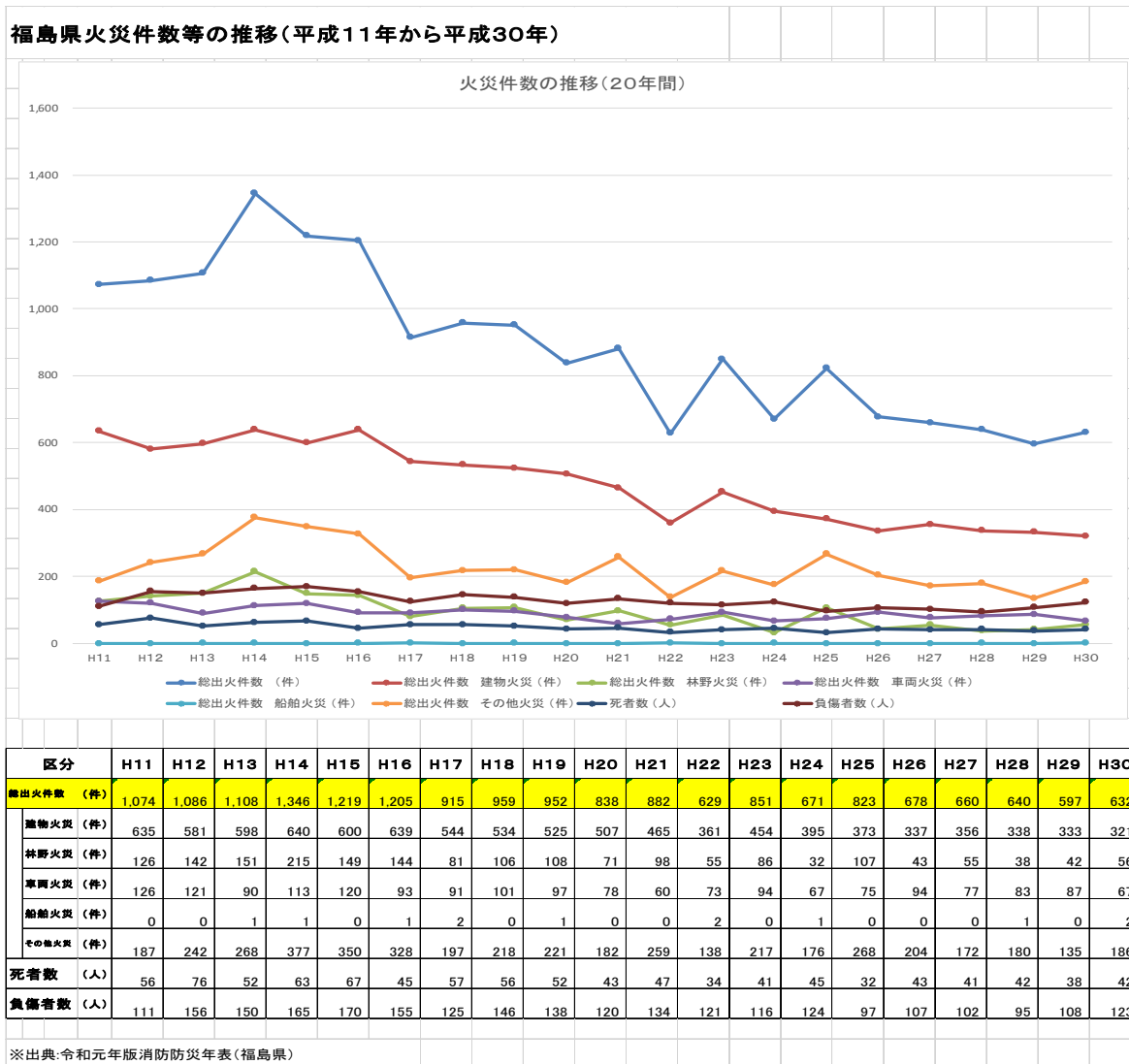
b	惨事ストレス対策講習	36
c	機関科	36
d	水難救助科	36
e	はしご車運用科	37
f	指揮隊長科	37
g	ポンプ操法指導員科	37
h	通信指令科	38
i	救急科（再教育）	38
j	救急救命士教育科（養成補助）	39
k	救急救命士処置拡大講習（再教育）（静脈路確保）	39
l	救急救命士処置拡大講習（再教育）（ビデオ喉頭鏡）	39
m	新任救急隊長科	40
n	上級職員科	40
イ	消防団員	
(ア)	基礎教育	41
(イ)	専科教育	
a	警防科	41
b	機関科	42
(ウ)	幹部教育	
a	初級幹部科	42
b	指揮幹部科	
(a)	現場指揮課程	43
(b)	分団指揮課程	43
(エ)	特別教育	
a	訓練礼式指導員科	44
b	ポンプ操法指導員科	44
c	ラッパ吹奏科	44
d	女性消防団員科	45
e	ドローン講習	45
f	オフロードバイク講習	46
g	救助用資器材取扱技術講習	46
h	校外教育	46
ウ	一般教育	
(ア)	自衛消防隊員教育	47
(イ)	少年消防クラブ員教育	47
2	各教育科・課程の体系等	
(1)	各教育科・課程の教育訓練レベルの考え方	48
(2)	消防職員に対する警防・予防に係る教育訓練の標準的な対象者	49
IV	教育訓練体制	
1	教育訓練にかかる消防本部等との連携等	50
2	教育体制	
(1)	教官数等	50
(2)	教官に対する教育	50
検討経過等		51
資料	消防学校における教育訓練に関する総括（現状と課題）	
（平成28年度から平成30年度（5カ年計画中間））		55

# I 消防を取り巻く環境

## 1 災害の多様化・複雑化・大規模化

### (1) 火災

県内の火災件数は減少傾向にあるものの、全国的には建物利用形態や構造等の複雑化により、多数の死傷者等を伴う火災や特異な火災が発生している。



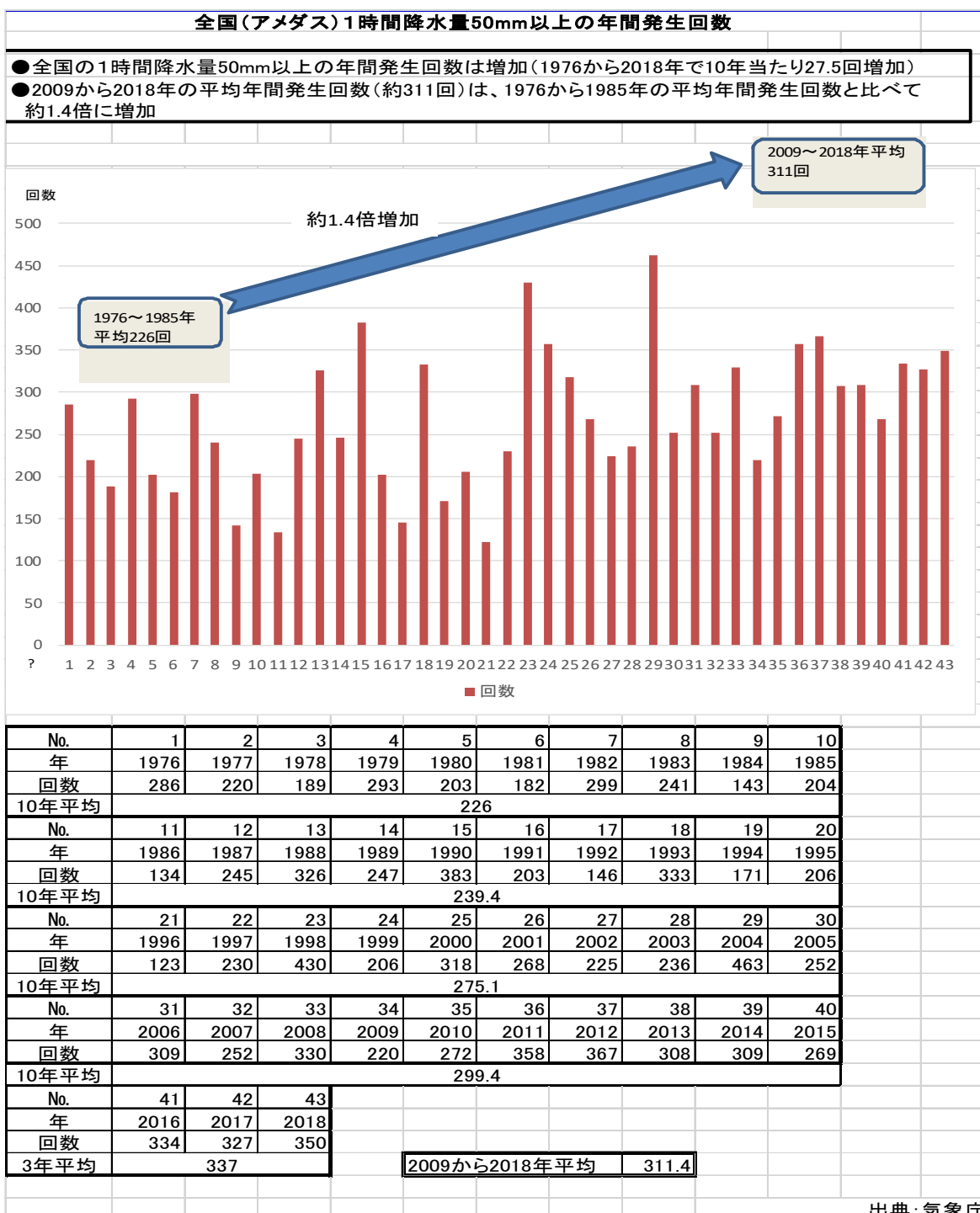
### 平成28年以降全国の主な火災

年	月日	都道府県名	死傷者数
H28	12月22日	新潟県糸魚川市 糸魚川商店街火災	焼損面積 40,000 m <sup>2</sup>
H29	2月16日	埼玉県三芳町 アスクル倉庫火災	2名負傷、焼損面積 43,981 m <sup>2</sup>
	12月17日	埼玉県大宮市 風俗店火災	死者4名、負傷者8名
H30	1月31日	北海道札幌市 共同住宅火災	死者11名、負傷者3名
	7月26日	東京都多摩市 建築現場火災	死者5名、負傷者42名
	12月16日	北海道札幌市 居酒屋爆発	負傷者52名
R元	7月18日	京都市 京都アニメ第一スタジオ火災	死者33名、負傷者36名

## (2) 風水害

地球温暖化の進行に伴って、大雨（1時間降水量50mm以上）の頻度は、増加傾向にあり、台風や短時間に強い雨が降ることで、河川の氾濫、土砂災害等発生リスクが高まっている。

本県においては、令和元年10月24日から10月26日の低気圧による大雨（200mmを超える記録的な大雨）で甚大な被害がもたらされた。



平成28年度以降令和元年12月末までの風水害を伴う台風・大雨等

災害名	主な事象
平成28年6月20日からの梅雨前線に伴う大雨（平成28年6月20日～6月25日）	西日本から東日本にかけて停滞する梅雨前線と前線上にある低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。19日0時からの雨量が、九州の広い範囲及び中国地方・四国地方・伊豆諸島の一部で300ミリを超え、熊本県・大分県・宮崎県では500ミリを超えた所があった。
平成28年台風第7号（平成28年8月16日～8月18日）	台風第7号は、関東地方及び東北地方の太平洋側沿岸を北上し、8月17日17時半ごろ襟裳岬付近に上陸して北海道を縦断し、18日3時にサハリン付近で温帯低気圧となった。台風第7号から変わった温帯低気圧の寒冷前線の通過に伴い、栃木県宇都宮市で18日3時14分までの1時間に83ミリの雨を観測するなど、関東地方では、局地的に猛烈な雨が降った。8月16日0時から18日6時までの雨量は関東地方、東北地方、北海道地方の広い範囲で100ミリを超える大雨となった。
平成28年台風第11号及び第9号（平成28年8月20日～8月23日）	台風第11号は、8月20日9時に日本の東海上で発生し、東北地方に接近、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸して北海道を縦断し、22日3時にオホーツク海で温帯低気圧となった。台風第9号は、8月22日12時半頃千葉県館山市付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断、23日6時前には北海道日高地方中部に再び上陸して北海道を縦断したのち、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧となった。これらの台風や前線の影響で、東日本と北日本では大雨となり、8月20日0時から23日24時までの降水量は、静岡県伊豆市天城山で448.5ミリ、東京都青梅市青梅で297.5ミリ、北海道標津町糸櫛別で296.0ミリに達するなど、とりわけ北海道では、平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。
平成28年台風第10号（平成28年8月26日～8月31日）	台風第10号は、8月30日朝に関東地方に接近、30日17時半頃に暴風域を伴ったまま岩手県大船渡市付近に上陸し、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜ける特異な進路をたどり、31日に温帯低気圧となった。台風が東北太平洋側に上陸したのは、気象庁が1951年に統計を開始して以来初めてであった。
平成28年台風第16号（平成28年9月16日～9月20日）	台風第16号は、9月20日0時過ぎに強い勢力で鹿児島県大隅半島に上陸した後、四国沖を北東進し、同日13時半頃に和歌山県田辺市付近に再上陸し、更に同日17時過ぎに愛知県常滑市付近に再上陸した後、同日21時に東海沖で温帯低気圧となった。
平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号（平成29年7月九州北部豪雨を含む）（平成29年6月30日～7月10日）	梅雨前線や台風第3号の影響により、九州北部地方を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に、7月5日から6日にかけては、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方で記録的な大雨となった。
平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨（平成29年7月22日～26日）	東北地方及び北陸地方付近に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり22日から東北地方や北陸地方を中心に大雨となった。
平成29年台風第18号（平成29年9月13日～18日）	台風第18号は、9月13日に宮古島付近を北上した後、17日11時半頃に鹿児島県南九州市付近に上陸した。台風はその後、暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上し、18日21時にサハリンで温帯低気圧となった。台風や活発な前線の影響で、西日本から北日本にかけて猛烈な雨となった。

災害名	主な事象
平成 29 年台風第 21 号 (平成 29 年 10 月 21 日から 23 日)	台風第 21 号は、10 月 21 日から 22 日にかけて日本の南を北上し、23 日 3 時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。台風はその後、広い暴風域を伴ったまま北東に進み、23 日 15 時に北海道の東の海上で温帯低気圧となった。台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。
平成 30 年台風第 21 号 (平成 30 年 9 月 4 日から 5 日)	台風第 21 号は 4 日 12 時頃、非常に強い勢力で徳島県に上陸した後、速度を上げながら近畿地方を縦断した。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に、四国や近畿地方では、猛烈な雨が降ったほか、これまでの観測記録を更新する記録的な高潮となったところがある。
平成 30 年台風第 24 号 (平成 30 年 9 月 29 日から 10 月 1 日)	台風第 24 号は 29 日から 30 日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近し、勢力を保ったまま、30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。台風の接近・通過に伴い、広い範囲で暴風、大雨、高波、高潮となり、特に南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に、これまでの観測記録を更新する猛烈な風の吹いた所があったほか、紀伊半島などで、最高潮位を超える高潮を観測した所があった。
令和元年 8 月の前線に伴う大雨 (令和元年 8 月 26 日から 8 月 29 日)	前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に 26 日に総降水量が 600 ミリを超えたところあるなど記録的な大雨となった。特に、28 日明け方には 1 時間 100 ミリ以上の記録的な大雨が相次いで観測された。
令和元年台風第 19 号等	
令和元年台風 19 号による大雨、暴風等 (令和元年 10 月 10 日から 10 月 13 日)	台風第 19 号は 12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日の未明に東北地方の東海上に抜けた。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10 日からの総雨量は神奈川県箱根町で 1000 ミリに達し、関東甲信地方と静岡県の 17 地点で 500 ミリを超えた。この記録的な大雨により、12 日 15 時 30 分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、長野県に、12 日 19 時 50 分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県に、13 日 0 時 40 分に岩手県に特別警報を発表。東京都江戸川臨海では観測史上 1 位の値を超える最大瞬間風速 43.8 メートルを観測するなど、関東地方の 7 カ所で最大瞬間風速 40 メートルを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また、12 日には千葉県佐原市で竜巻とみられる突風が発生した。
低気圧による大雨 (令和元年 10 月 24 日から 10 月 26 日)	24 日から 26 日にかけて西日本から北日本の太平洋側沿岸に沿って低気圧が進み、この低気圧に向けて南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上にあった台風第 21 号からも湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となった。これにより、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で総降水量が 100 ミリを超え、特に千葉県や福島県を中心に 200 ミリを超える記録的な大雨となった。

出典：内閣府 平成 30 年版防災白書

### (3) 地震

平成 7 年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大地震）以降、24 年間で、最大震度 6 以上の地震が 18 回（令和元年 12 月末時点）発生している。本県においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で甚大な被害がもたらされた。



兵庫県南部地震以降令和元年12月末までの最大震度6以上の地震

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）		
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水
平成7年（1995年） 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（平成7年1月17日）	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害	6,437	43,792	104,906	144,274	-
福岡県西方沖を震源とする地震 （平成17年3月20日）	最大震度6弱 玄界島等における家屋の倒壊、福岡市内におけるビル窓ガラスの落下が発生。	1	1,204	144	353	-
平成19年（2007年） 能登半島地震 （平成19年3月25日）	最大震度6強 高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災。	1	356	686	1,740	-
平成19年（2007年） 新潟県中越沖地震 （平成19年7月16日）	最大震度6強 家屋の倒壊等により多くの人的被害が発生。住宅、ライフライン、交通機関のほか原子力発電所にも被害発生。	15	2,346	1,331	5,710	-
平成20年（2008年） 岩手・宮城内陸地震 （平成20年6月14日）	最大震度6強 がけ崩れ等の土砂災害により多くの人的被害が発生。山間部の河川において多くの河道閉塞（天然ダム）が発生。	23	426	30	146	-
岩手県沿岸北部を震源とする地震（平成20年7月24日）	最大震度6弱 プレート内で発生した震源が深い型の地震。岩手・宮城内陸地震の被災地においても震度5弱以上を観測。	1	210	1	0	-
駿河湾を震源とする地震 （平成21年8月11日）	最大震度6弱 のり面の崩壊により東名高速道路が通行止め。	1	319	0	6	-
平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） （平成23年3月11日）	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,199	6,230	121,781	280,962	1,628
淡路島付近を震源とする地震 （平成25年4月13日）	最大震度6弱	0	34	8	97	-
長野県北部を震源とする地震 （平成26年11月22日）	最大震度6弱	0	46	81	133	-
平成28年（2016年） 熊本地震（平成28年4月14日、16日、16日）	平成28年4月14日21時26分最大震度7、平成28年4月16日1時25分最大震度7	267	2,804	8,673	34,726	-

災害名	主な事象	人的被害（人）		住家被害（棟）		
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水
平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震 (平成 28 年 10 月 21 日)	最大震度 6 弱	0	32	18	312	-
茨城県北部を震源とする地震 (平成 28 年 12 月 28 日)	最大震度 6 弱	0	2	0	1	-
大阪府北部を震源とする地震 (平成 30 年 6 月 18 日)	最大震度 6 弱	6	462	21	483	-
平成 30 年北海道胆振東部地震 (平成 30 年 9 月 6 日)	最大震度 7	43	782	469	1,660	-
熊本県熊本地方地震 (平成 31 年 1 月 3 日)	最大震度 6 弱	0	4	0	0	-
胆振地方中東部地震 (※ 2) (平成 31 年 2 月 21 日)	最大震度 6 弱	0	6	0	0	-
山形県沖部地震 (※ 2) (令和元年 6 月 18 日)	最大震度 6 強	0	41	0	36	-

出典：内閣府 平成 30 年版防災白書

#### (4) 火山

平成 1 2 年に発生した有珠山噴火以降、1 9 年間で噴火等の火山災害が、7 回発生している。

##### 有珠山噴火以降の令和元年 1 2 月末までの火山災害

災害名	主な事象
平成 12 年有珠山噴火 (平成 12 年 3 月 31 日～平成 13 年 6 月 28 日)	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし
平成 12 年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (平成 12 年 6 月 25 日～平成 17 年 3 月 31 日)	山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。
霧島山 (新燃岳) の噴火 (平成 23 年 1 月 26 日～9 月 7 日)	新燃岳では、1 月 19 日に小規模噴火したのち 26 日に小規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルを 3 に引き上げた。その後も 9 月上旬まで噴火を繰り返し、空振や噴石による窓ガラス破損等の被害が発生したほか噴火に伴う降灰が、鹿児島県霧島市、宮崎県都城市など山の南東側を中心に広い範囲で観測された。
平成 26 年御嶽山噴火 (平成 26 年 9 月 27 日)	9 月 27 日 11 時 41 分頃から火山性微動が発生し始め、同 11 時 52 分頃に噴火が発生。南側斜面を噴煙が流れ下り、3 キロメートルを超えるのを観測したため、噴火警戒レベル 3 (入山規制) を発表し、火口 4 キロメートル以内の立入を規制。この噴火により、登山者に多数の被害が生じた。

災害名	主な事象
口永良部島噴火 【噴火警戒レベル5】 (平成27年5月29日)	5月29日9時59分に新岳で爆発的噴火が発生。この噴火により黒灰色の噴煙が火口縁上9,000mまで上がり、火砕流が北西側(向江浜地区)海岸まで到達。10時07分、気象庁は噴火警戒レベルを3から5(避難)へ引き上げ。町営フェリー「太陽」等により噴火時島滞在者全員が屋久島へ避難(全員の無事を確認)
箱根山噴火 【噴火警戒レベル3】 (平成27年6月30日)	火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、6月30日12時30分、気象庁は噴火警戒レベルを2から3(入山規制)へ引き上げ。同時刻、箱根町が火口から約1km以内の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令し、住民等が規制区域外へ避難。
桜島の火山活動 【噴火警戒レベル4】 (平成27年8月15日)	8月15日07時頃から、島内を震源とする火山性地震が多発。また、山体膨張を示す急激な地殻変動を観測。同10時15分、気象庁は噴火警戒レベルを3から4(避難準備)へ引き上げ(昭和火口および南岳山頂火口から3km以内の有村町及び古里町で警戒が必要)。同16時50分、鹿児島市は、有村町有村地区、古里町古里地区(火口から3km圏内)、黒神町塩屋ヶ元地区の住民に対し避難勧告を発令。同18時10分、避難対象地区内全住民(51世帯77名)の避難が完了。

出典：内閣府 平成30年版防災白書

## 2 社会の変化

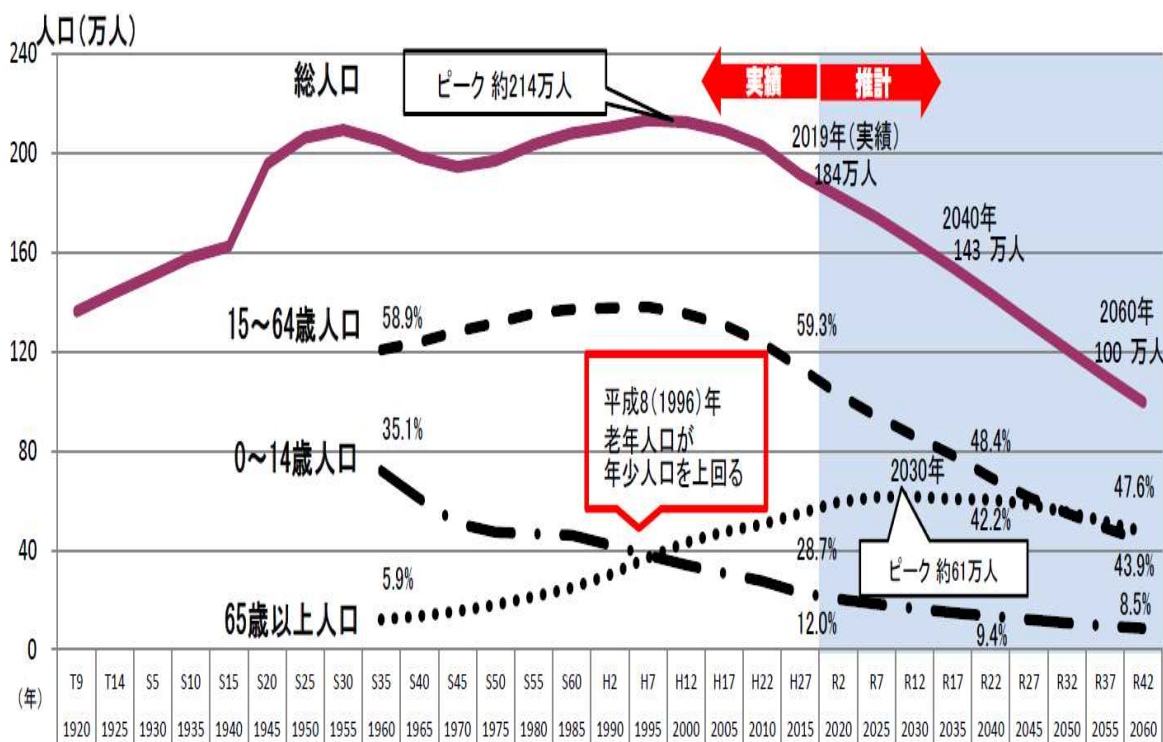
### (1) 人口減少・高齢化の進展

本県の人口は、平成10年1月の約214万人をピークに減少し、令和元年10月1日現在の推計人口で約184万人となっている。

令和22年には、約143万人と推計され、ピーク時と比べ、約71万人減少すると推計され、高齢化率については、42.2%(2.5人に1人)と推計されている。

平成29年中の全国の救急自動車による年齢区分別の搬送人員の状況を見ると、高齢者の搬送については全体の58.8%を占めており、人口は減っても高齢化が救急自動車の出動件数を押し上げると考えられている。

## 福島県の人口推移



(実績値=10/1時点)

出典：総務省「国勢調査」を元に令和2(2020)年以降福島県による推計

出典：福島県人口ビジョン (案)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計※	(平成29年中)
						(参考) 平成27年 国勢調査人口 (構成比)
年齢区分						
新生児	1,767	54	334	11,262	13,417	
(構成比:%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(0.2)	7,086,411
乳幼児	169,312	14,285	65,620	16,040	265,257	(5.6)
(構成比:%)	(4.6)	(3.1)	(7.4)	(2.3)	(4.6)	
少年	88,535	44,132	33,579	36,140	202,386	12,407,682
(構成比:%)	(2.4)	(9.5)	(3.8)	(5.2)	(3.5)	(9.9)
成人	1,148,900	288,320	188,330	258,315	1,883,865	72,681,453
(構成比:%)	(31.2)	(61.9)	(21.3)	(36.9)	(32.8)	(57.9)
高齢者	2,277,924	119,252	595,512	378,473	3,371,161	33,465,441
(構成比:%)	(61.8)	(25.6)	(67.4)	(54.0)	(58.8)	(26.6)
合計	3,686,438	466,043	883,375	700,230	5,736,086	125,640,987
(構成比:%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
(備考)						
1 「救急年報報告」により作成						
2 年齢区分は次によっている。						
(1) 新生児 生後28日未満の者						
(2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者						
(3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者						
(4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者						
(5) 高齢者 満65歳以上の者						
3 平成27年国勢調査人口中の年齢不詳1,453,758人は含まれていない。						
出典：平成30年版消防白書						

## (2) 消防職員年齢構成等

本県の消防職員は、平成31年4月1日現在2,499人で、いわゆる若手(40歳未満)の消防職員は1,492人で全体の約6割を占めている。

### 福島県の消防職員年齢構成等

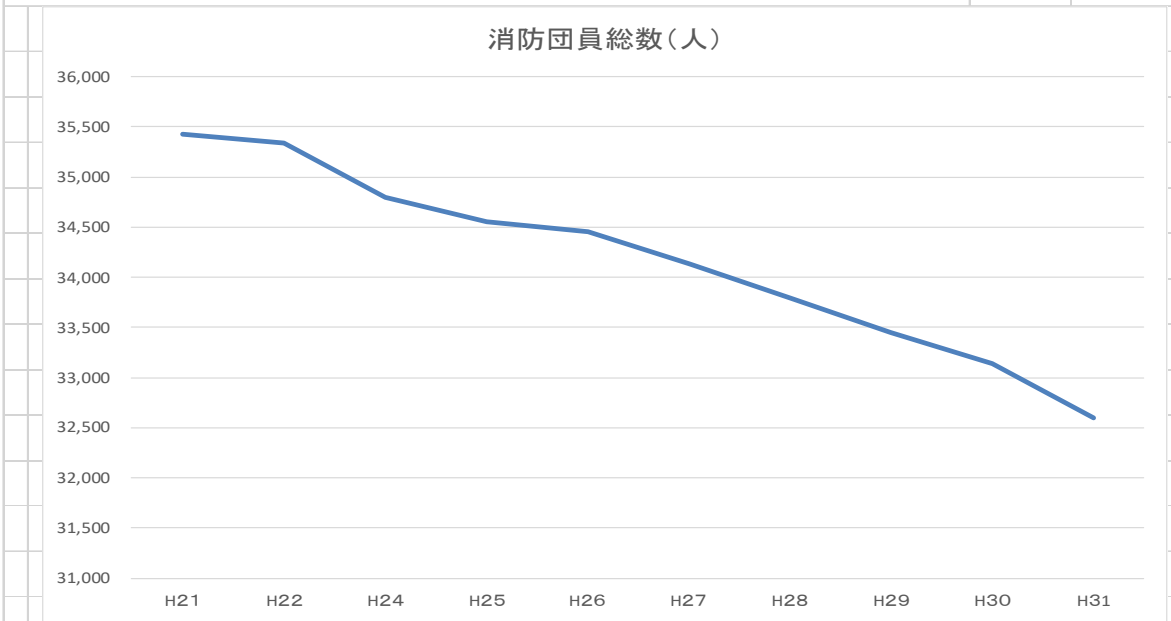
消防職員の年齢階層別											
											(平成31年4月1日現在)
合計	22歳未満	22歳から 24歳	25歳から 29歳	30歳から 34歳	35歳から 39歳	40歳から 44歳	45歳から 49歳	50歳から 54歳	55歳から 59歳	60歳以上	平均 年齢
2,499	136	215	437	458	246	355	278	147	200	27	36.7
1,492						1,007					
消防職員階級別											
											(平成31年4月1日現在)
	合計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
職員数	2,499	5	25	92	436	679	671	139	452		
うち女性	38				1	9	15	4	9		
うち再任用者	26			1		9	16				
出典: 令和元年版消防防災年報(福島県)											

## (3) 消防団員の減少

地域における消防防災の中核的存在である本県の消防団員については、年々減少している。

一方、女性消防団員は、毎年増加している。

### 福島県消防団員数の推移(平成21年から平成31年)



区分	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
消防団員数 (人)	35,437	35,340	34,799	34,563	34,465	34,143	33,798	33,456	33,149	32,604

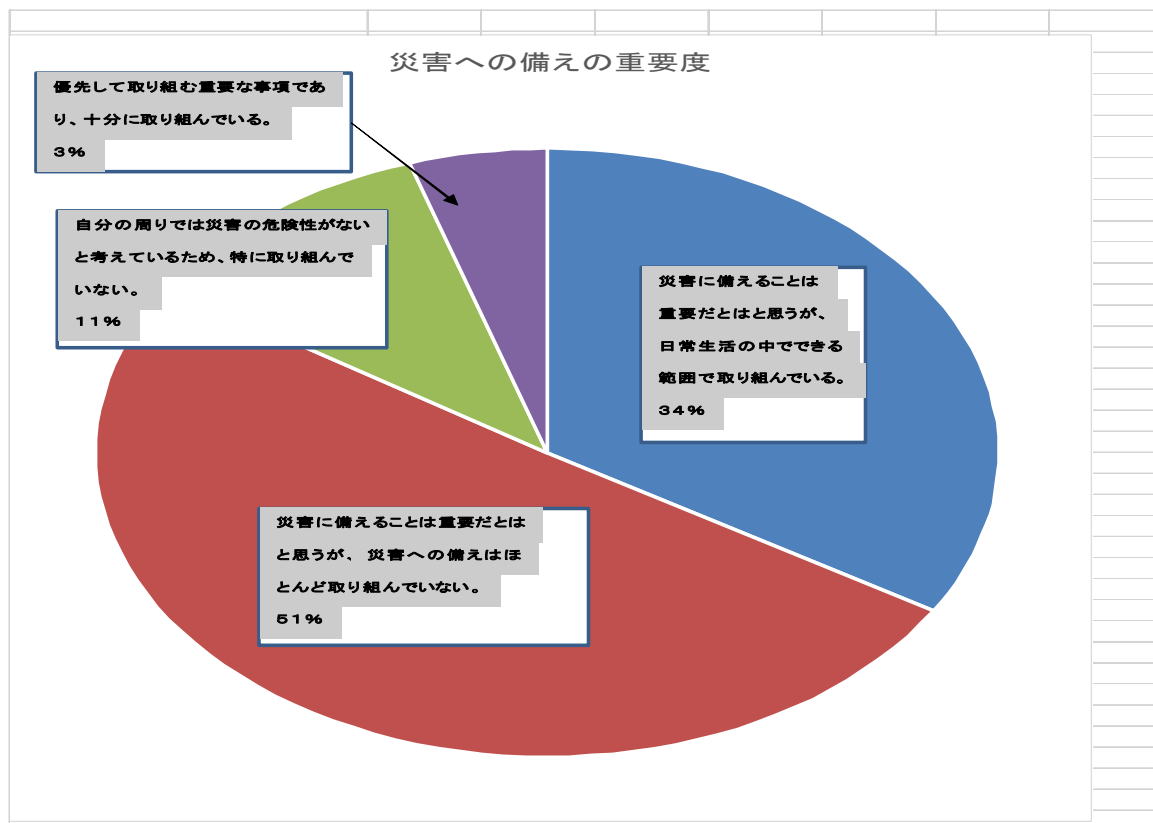
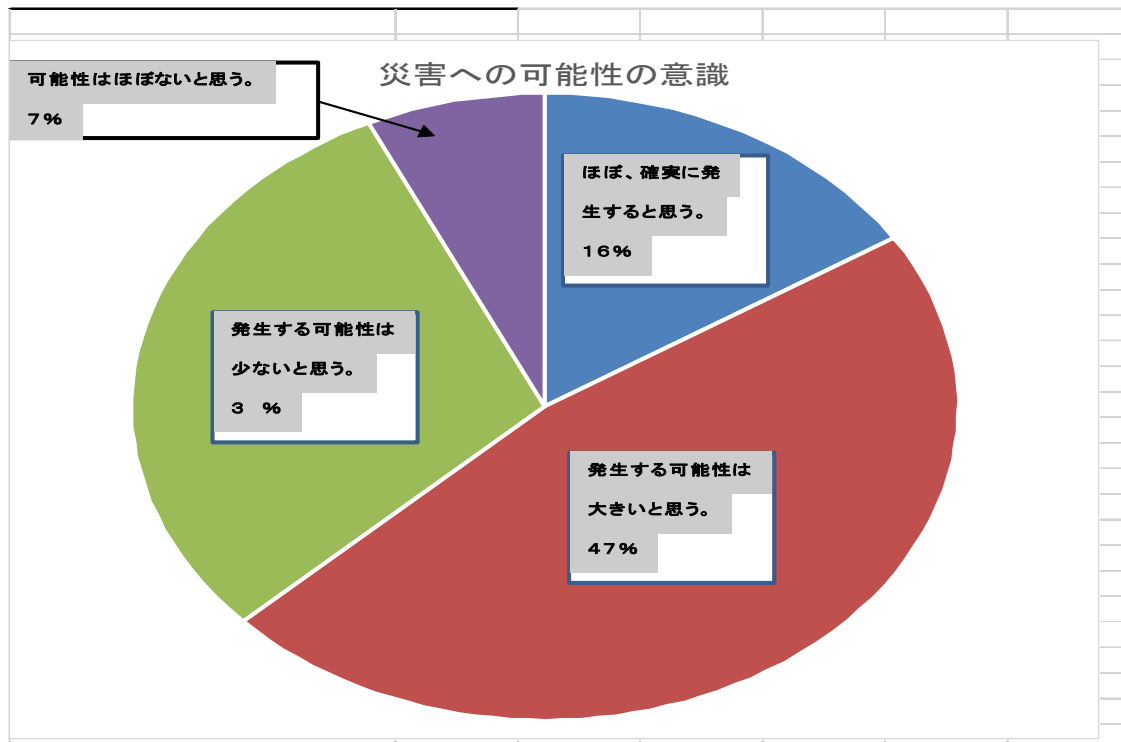


区分	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
女性消防団員数 (人)	159	171	176	182	187	188	188	221	259	307

※出典: 令和元年版消防防災年報(福島県)

#### (4) 災害に対する人々の認識

内閣府の意識調査によると、6割以上の国民は、災害発生の可能性が高いと感じているものの、日常生活の中で災害への備えをしていると回答した国民は4割以下となっている。



出典：内閣府「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査（平成 28 年 5 月）」

## II 消防学校の教育訓練指針

### 1 策定の目的等

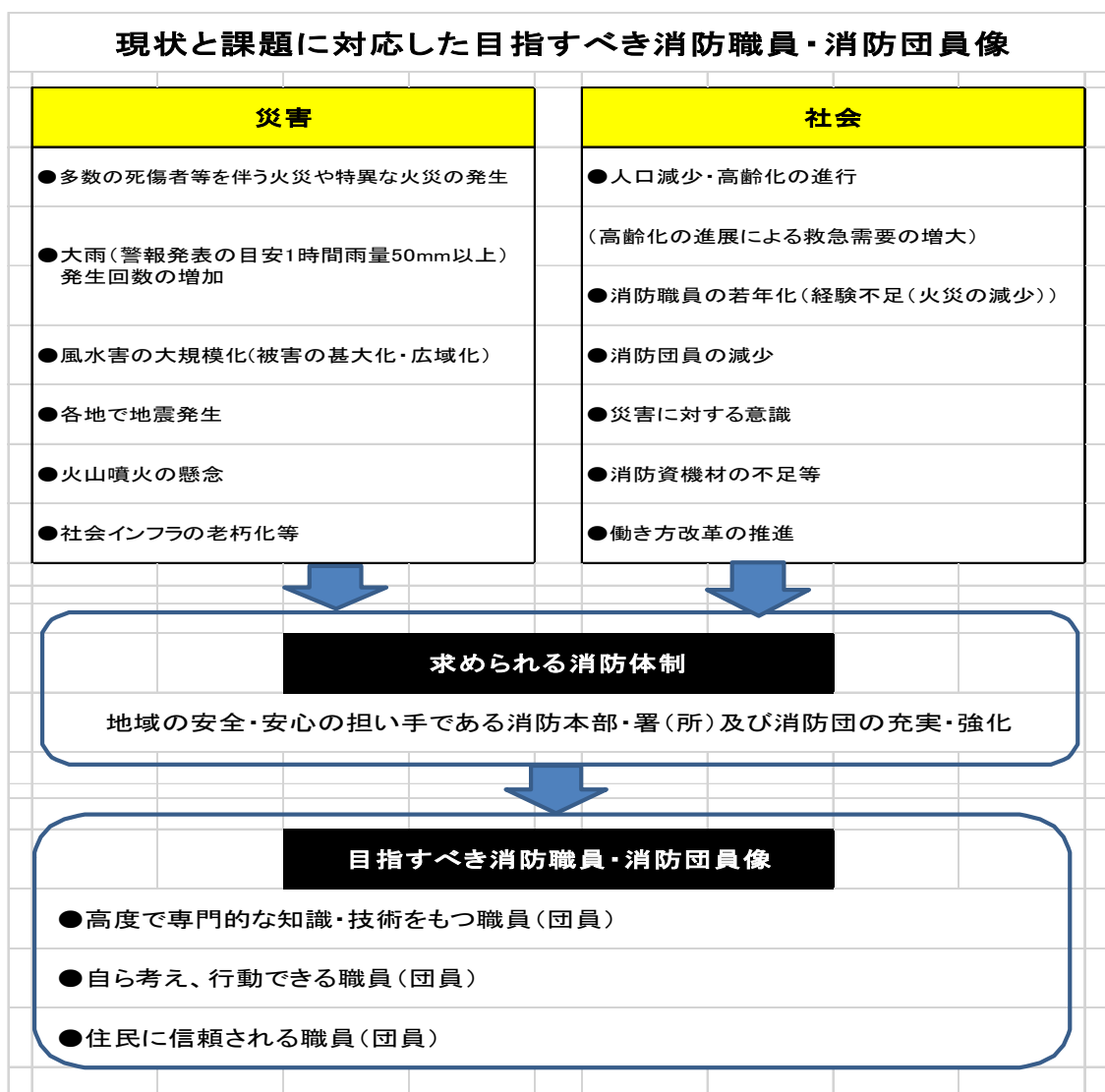
近年の消防を取り巻く環境の変化を踏まえると、今後益々「地域の安全・安心の担い手である消防本部・署（所）及び消防団の充実・強化」が求められると考えられる。

このような地域からの期待に応えていくためには、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）の災害対応能力や予防査察業務能力を向上させるとともに、基本的な対応が円滑に行える救急隊員の適正配置等をしていくことが必要である。

このため、福島県消防学校における中期的視点で目指す教育訓練の方向性を「教育訓練指針」として策定する。

なお、教育訓練指針における目指すべき消防職員等は、次のとおりとする。

- 高度で専門的な知識・技術を持つ職員（団員）
- 自ら考え、行動できる職員（団員）
- 住民に信頼される職員（団員）





## 2 位置付け

教育訓練指針は、消防学校における教育訓練の目指すべき姿を明確にし、福島県消防学校教育訓練規則（昭和41年4月1日県規則第21号）第7条の規定に基づく学校教育実施計画（以下「教育実施計画」という。）策定の際の基本的な方向性を示すものとして位置付ける。

## 3 期間

令和3年度から令和7年度（達成状況の検証や総括の結果、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。）

## 4 効果検証

### (1) 教育訓練指針と教育実施計画の関係

教育訓練指針に基づく教育実施計画をより実効性のあるものとするために、消防学校と福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（令和元年6月24日設置）（以下「担当課長等会」という。）において、前年度の教育実施計画について、毎年6月頃にその効果を検証し、10月までに次年度の教育実施計画（素案）を策定、10月の福島県消防学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）において意見聴取等協議のうえ、教育実施計画（案）を策定し、福島県知事の承認後に決定する。

さらに、当該教育訓練指針について、令和6年度には総括し、令和7年度中に次期教育訓練指針を策定する。

◆教育訓練指針と教育計画実施策定スケジュール					
年度	R3	R4	R5	R6	R7
教育訓練指針		効果検証	→	総括	→ 時期指針
教育実施計画	年度毎に策定				

### ◆担当課長等会及び運営協議会等の役割(教育実施計画策定)

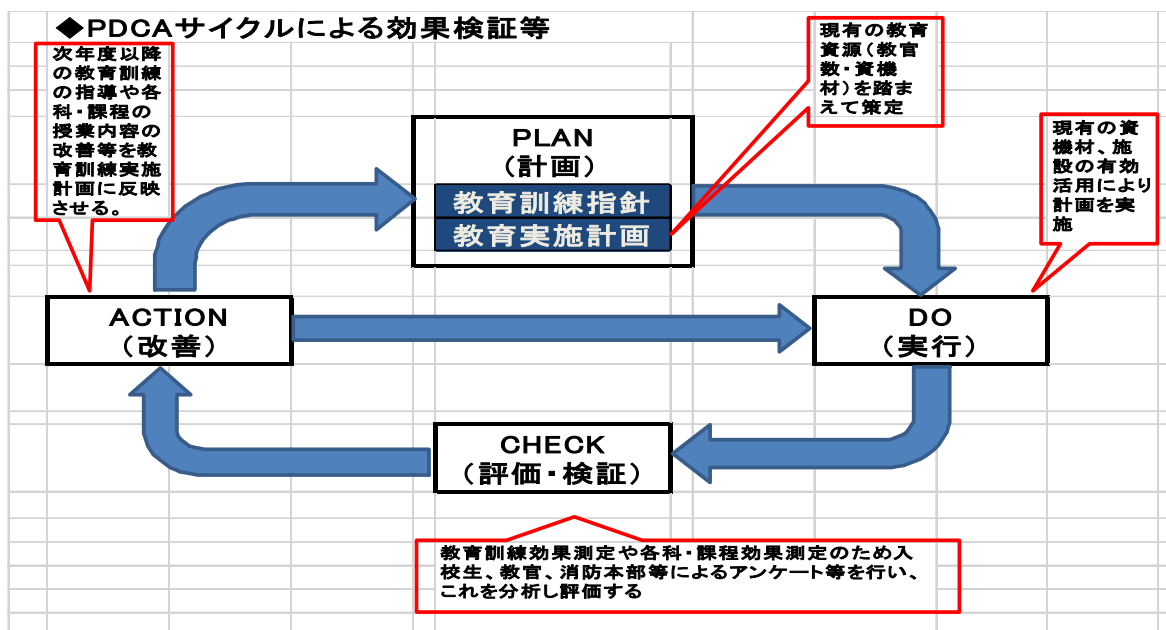
月	6月	10月	3月
消防学校 担当課長等会	効果検証	↓ 教育実施計画(素案)策定	
運営協議会		協議(意見聴取) ↓ 教育実施計画(案)策定	
消防学校			↓ 教育実施計画決定

## (2) PDCAサイクルによる効果検証

本校が実施する教育訓練で「何を身につけさせることができたか。」について把握し、その評価結果を教育訓練の指導やカリキュラムにおける重点教育等内容の改善に役立てるため、PDCAサイクルによる効果検証を行う。

また、効果検証に基づき、必要に応じて、教育訓練指針を見直すこととする。

PDCAサイクルによる効果検証等の概要については、次のとおり。



## 5 教育訓練の目指すべき姿 (方針)

### (1) 消防職員

#### ア 災害対応能力や予防査察業務能力の向上を図るための教育訓練の充実

近年、消防職員の大量退職期を迎え、新規採用者が増加するとともに、若年層における現場経験の減少傾向による消防・災害対応能力の低下、大規模な自然災害等の発生に伴う他機関との連携、予防業務に必要な建物構造等の専門的な知識、さらには、働き方改革など、消防を取り巻く環境が大きく変化している中で、消火、検索、救助等の専門的な知識・技術を伝承していくことが難しくなっている。

こうした現場での経験不足を補うため、入校生に対し、基本的な技術の習得や安全管理はもちろんのこと、先端消防訓練システム (Advanced Fire-fighting Training system) を活用した実践的な訓練、NBCをはじめとした特殊災害における部隊活動訓練、近年発生 of 災害事象を踏まえた図上訓練やシミュレーション訓練、隊長の指揮能力の向上等のさらなる充実を図り、災害対応能力を養うための教育訓練を目指す。

#### イ 救急隊員及び救急救命士の養成

高齢化の進展に伴う救急出動需要が増加すると予測される中、救急隊員の資質を一段と向上させるとともに、高度な知識や熟練した技術を有

する救急救命士の確保が重要となっている。

このため、救急隊員に対しては、「救急隊員及び准救急隊員の行う応急措置等の基準（昭和53年7月1日消防庁告示第2号）」第6条に規定する応急処置について現場で円滑に実施できるように教育するとともに、救急救命士養成所入所前の事前教育を行う等、救急隊員や救急救命士の確保に向けた教育訓練を目指す。

#### ウ 消防職員幹部教育の充実

近年、消防職員の大量退職期を迎え、新規採用者が増加したことに伴い、平成31年4月1日現在、25歳から40歳未満の消防職員（1,492人）は、全体（2,499人）の約6割となっている。

今後、これら年齢層の消防職員が、新たな小隊長又は部隊長、係の長となるが、小隊長又は部隊長、係の長となる者は、切迫する大規模災害等への対応、安全管理対策、コンプライアンス等、より高い実践的能力及び実務能力が求められる。

このため、消防士長及び消防司令補に期待されている業務における知識習得に向けた教育訓練を目指す。

#### (2) 消防団員

消防団員については、少子高齢化に伴いその団員数は年々減少している。

このような中であっても、消防団員は地域における消防防災の中核的存在であることから、災害時においては、的確な消火活動等が求められる。

また、平成26年4月に施行された「消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）」の一部改正により、平成26年から分団等における管理運営、指揮者として現場における部隊活動を実施する上での知識や技術の習得を図るため、幹部教育指揮幹部科現場指揮課程及び指揮幹部科分団指揮課程を実施してきたが、平成31年3月までに指揮幹部科現場指揮課程では160名、幹部教育指揮幹部科分団指揮課程では575名の修了者にとどまっている。

このため、消防団全体の災害対応能力の強化を図るため、市町村に対する教育の必要性の周知や学校における入校のしやすさ等を検討し、各科・課程への入校はもちろんのこと、各分団に幹部教育指揮幹部科現場指揮課程及び指揮幹部科分団指揮課程の2つの課程を修了した指揮幹部科修了者を配置できるよう対象者の入校促進を図る。

さらに、女性消防団員は消防団員総数が減少する中、平成31年4月1日現在で307人と年々増加している。

地域の安全・安心の確保に対する意識の高まりなど、消防活動も多様化し、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、防災教育・応急手当の指導等多岐にわたり女性消防団員の活躍が期待されている。

このため、女性消防団員の活躍拡大を図るため、女性消防団員に対する教育科を設け、教育訓練を受講しやすいように工夫するなど、対象者の入校促進を図る。

### Ⅲ 各教育科・課程の方向性

#### 1 各教育科・課程の目標及び教育訓練の内容・カリキュラム等

##### (1) 各教育科・課程の目標

###### ア 消防職員

###### (ア) 初任教育

消防職員として、初めて任用された者に対して、消防活動技術や防火・防災に関する基本的かつ基礎的な知識と技術はもちろんのこと、強靱な気力や体力づくり、社会人としての豊かな人格を形成させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- a 公務員としての服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。
- b 警防隊員として基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では、隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- c 消防業務全般について概要を理解していること。
- d 住民からの一般的な質問に応答できること。

###### (イ) 専科教育

災害等に的確に対応できるよう高度な専門知識と技術を習得させるとともに、消防活動の基本となる規律の保持や体力錬成の促進等職員のこれからのキャリア形成のための土台づくりにつながる教育訓練を行う。(各科の到達目標については、次のとおり)

###### a 警防科

災害現場等において警防活動をする隊員（基本は指揮業務を担う者）に対し、幅広く専門的な知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 警防行政の現状及び課題を理解していること。
- (b) 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- (c) 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- (d) 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

###### b 特殊災害科

特殊災害現場において特殊活動をする指揮を行う者に対し、危険物質等に係る基礎的知識や各種災害活動要領などの専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
- (b) 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。

(c) 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

#### **c 予防査察科**

予防査察に必要な査察着眼点や危険物規制、違反処理など基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

(a) 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

(b) 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を習得していること。

(c) 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反对象物の関係者(当該違反对象物の管理について権限を有するものを含む。)に対して是正を指導できること。

#### **d 危険物科**

危険物の施設での災害時の対処方法や許認可に係る基準、違反処理など、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

(a) 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

(b) 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。

(c) 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

#### **e 火災調査科**

原因調査の内容、進め方、原因調査要領や鑑定要領等、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

(a) 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

(b) 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。

(c) 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

#### **f 救急科**

消防法施行令第44条第5項第2号(救急業務に関する教育(総務省令で定める)課程)及び施行規則第51条の規定に基づく教育を修了させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

(a) 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有しているこ

と。

- (b) 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- (c) 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。
- (d) 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。

#### **g 救助科**

消防組織法第4条第2項第16号の規定に基づく告示「救助活動に関する基準」第6条第1項の教育訓練の基準に規定する救助科を修了させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
- (b) 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度なスキル及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。
- (c) 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

#### **(ウ) 幹部教育初級幹部科**

主として消防司令補(消防士長の階級にある者であって部隊または係の長である者を含む。)に求められる業務管理能力や消防部隊(小隊単位)の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- a 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。
- b 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。
- c 上司を補佐し、部下を指導できること。
- d 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。
- e 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。

#### **(エ) 特別教育**

災害等に的確に対応できるよう専科教育において教育訓練ができない専門知識と技術を習得させるための教育訓練を行う。(各科の到達目標については、次のとおり)

##### **a 放射線基礎研修**

東日本大震災時発生した原子力災害の影響により、高濃度の放射線量が残る現場での活動を考慮した防護の基礎と活動要領等について、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 放射線に対する正しい知識を有していること。
- (b) 現場活動時における防護の要領及び活動時の注意事項等、基本的な活動技術が身に付いていること。

## **b 惨事ストレス対策講習**

大規模災害時等、極めて悲惨な現場での活動により生じる惨事ストレスに対する理解と対処方法を習得するための教育訓練を行う。

(到達目標については、次のとおり)

- (a) 惨事ストレスに対する症状を理解していること。
- (b) 惨事ストレスに対する対処方法を理解していること。

## **c 機関科**

火災現場や災害現場への緊急走行時における接触事故等を防止するほか、火災現場や災害現場における消火活動を円滑に行うため、緊急自動車及び消防車両（以下「緊急自動車」という。）運転技術の向上、ポンプ運用や機器のトラブル時における対応等に関する教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 緊急自動車の運行に係る関係法令を理解し、緊急自動車運行の心構えができていること。
- (b) 緊急自動車の運行に当たって、道路や交通の状況に応じて、細かな配慮や技能を身につけていること。
- (c) 緊急走行時における交通事故発生時の初期対応の能力を身につけていること。
- (d) ポンプ車のポンプの操作と運用について理解していること。
- (e) ポンプ車の点検要領（故障と対策）について理解していること。

## **d 水難救助科**

水中という特殊環境下での潜水救助活動において、的確な判断とその対応ができるよう専門的な知識・技術を習得させる教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 水難救助活動において、救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強靱な身体を有していること。
- (b) 水難救助装備に精通し、専門的な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。
- (c) 水難救助活動において、自らの安全を確保できること。

## **e はしご車運用科**

はしご自動車の取扱いに関する高度な知識を身につけ、安全で円滑な運用技術を習得させる教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) はしご車の基本理論及び特殊装置の構造を理解していること。
- (b) はしご車の運用に関する安全管理、点検整備及び故障対策を理解していること。
- (c) はしご車の安全かつ迅速な取扱操作ができること。

## **f 指揮隊長科**

指揮隊長として求められる災害現場における的確な指揮を行うために必要な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目

標については、次のとおり)

- (a) 指揮隊長としての立場を正しく認識していること。
- (b) 指揮隊長として、無線即報、隊員への簡潔な指示、上級指揮者への報告など基本の型を身につけていること。

#### **g ポンプ操法指導員科**

消防団員の消防技術の向上を図るために開催されるポンプ操法大会におけるポンプ操法大会実施要領に定めた行動の適切な指導及びポンプ操法大会審査要領に規定してある審査についての的確に審査ができる指導者を養成するための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 消防操法実施要領を理解し、消防操法の指導ができること。
- (b) 消防操法審査要領を理解し、消防操法の審査ができること。

#### **h 通信指令科**

救急指令に求められる通信指令員の知識・技術を向上させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 通報者に対する接遇能力を有していること。
- (b) 幅広い医学知識を有していること。
- (c) 緊急度判定のための知見を有していること。
- (d) 口頭指導のための技術を有していること。

#### **i 救急科（再教育）**

救急科を修了し、修了後数年経過した者、再度救急業務に携わる救急隊員に対し、救急に関する技術を維持するための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- (b) 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- (c) 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。
- (d) 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。

#### **j 救急救命士教育科（養成補助）**

救急業務に関する講習を修了し5年又は2000時間以上救急業務に従事した者が、国家試験の受験資格を取得するために入所する救急救命士法第34条第4号該当施設（以下「救急救命士養成所」という。）における授業の理解を容易にするための事前の教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 救急救命士養成所入所の心構えができていること。
- (b) 救急救命士養成所入所後、必要な基礎的解剖生理、病態生理、症状の理解ができていること。

#### **k 救急救命士処置拡大講習（再教育）（静脈路確保）**

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに



低血糖発作症例等へのブドウ糖溶液の実施に係る認定書を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 救急現場において血糖測定、ブドウ糖溶液の投与の適応を適切に判断する能力を身につけていること。
- (b) 救急現場においてショックの病態などを鑑別し、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の適応を適切に判断する能力を身につけていること。
- (c) 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液をプロトコールに基づき的確かつ安全に施行する能力を身につけていること。
- (d) 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液に伴う危険因子、合併症を認識し、トラブル発生時に責任をもって適切に対処できる能力を身につけていること。
- (e) 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液は、メディカルコントロール下で行われることを認識し、医師との円滑なコミュニケーションにより適切に指導助言を受けられる能力を身につけていること。
- (f) 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液の実施について、医療倫理の側面から適切に説明し、傷病者等から信頼が得られる能力を身につけていること。

#### **l 救急救命士処置拡大講習(再教育)(ビデオ喉頭鏡)**

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管が実施できる救急救命士として認定書を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 救急現場において、病態に応じた適切な気道確保法を選択できる能力を身につけていること。
- (b) 気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行する能力を身につけていること。
- (c) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる能力を身につけていること。
- (e) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管は、メディカルコントロール下で行われることを認識し、責任をもって行動できる能力を身につけていること。

#### **m 新任救急隊長科**

救急隊長として求められる救急隊の管理や傷病者の管理、病院交渉、医師への引継ぎ、接遇(インフォームドコンセント)、安全管理・危機管理などのスキルを向上させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 指導者・評価者として、救急業務及び救急医学に関する知識を

- 有していること。
- (b) 指導者・評価者として、適切な観察等ができること。
  - (c) 指導者・評価者として、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
  - (d) 特定行為の実施に当たり、その準備が的確かつ速やかにできること。
  - (e) 救急資機材の取扱いについて精通していること。
  - (f) 指導者・評価者としての責任及び立場を正しく認識していること。
  - (g) 上司を補佐し、救急隊員に指導できること。
  - (h) 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。
  - (i) 災害現場において、他隊と円滑に連携するスキルを有していること。

#### **n 上級職員科**

消防士長の階級にある者に求められる業務管理能力や消防部隊（小隊単位）の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。（到達目標については、次のとおり）

- (a) 消防士長としての責任及び立場を正しく認識していること。
- (b) 消防士長として消防行政の動向を理解していること。
- (c) 上司を補佐し、部下を指導できること。
- (d) 事故及び障害の発生時に、迅速な初動体制をとることができること。
- (e) 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。

#### **イ 消防団員**

##### **(ア) 基礎教育**

消防団員として任用後、経験が短い（概ね3年未満）者に対して、組織制度や火災防ぎょ、安全管理等、消防活動に必要な基礎的な知識・技術を習得させる教育訓練を行う。（到達目標については、次のとおり）

- a 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。
- b 災害現場では自ら安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

##### **(イ) 専科教育**

基礎教育を修了した消防団員に対して、特定分野に関し、専門的な知識や技術を習得させる教育訓練を行う。

##### **a 警防科**

消防団員として3年以上の経験を有する者に対し、火災防ぎょ

や安全管理など、災害現場における消防活動に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。
- (b) 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

#### **b 機関科**

消防団員として1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者に対し、道路交通法や緊急走行、ポンプ運用など、消防車両の運行に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 道路交通法関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有すること。
- (b) 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

#### **(ウ) 幹部教育**

幹部団員として消防団の運営に必要な事項や現場の指揮・統率力の向上など、階級に応じた必要な能力のスキルアップにつながる教育訓練を行う。(各科の到達目標については、次のとおり)

##### **a 初級幹部科**

消防団の班長の階級にある者に対し、安全管理、現場指揮など、消防団の運営に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。
- (b) 地域住民に対して防災指導を行えること。

##### **b 指揮幹部科**

消防団の部長、副分団長又は分団長の階級にある者に対し、消防団や分団等の管理運営、指揮者としての災害現場における部隊活動を実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。

##### **(a) 現場指揮課程**

火災防ぎょや救助・救命、避難誘導など災害現場における部隊活動を実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- ① 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
- ② 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

## **(b) 分団指揮課程**

消防団の管理運営や活性化、災害現場における分団の管理運営を適切に実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- ① 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
- ② 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

## **(エ) 特別教育**

### **a 訓練礼式指導員科**

消防団における訓練礼式の指導者となるための、必要な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 訓練礼式の基準を理解していること。
- (b) 他の団員に対して、訓練礼式の指導ができること。

### **b ポンプ操法指導員科**

消防団員の消防操法技術の向上を図るため、消防操法実施要領に定めた行動を適切に指導できる指導者を養成するための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 消防操法実施要領に定めた各番員の行動を正しく説明できること。
- (b) 自らが各番の行動を展示でき、規律や節度、敏捷性、士気、安全性等について適切な指導ができること。

### **c ラッパ吹奏科**

消防団員の規律維持及び志気の高揚を図るため、消防団の式典及び行事におけるラッパ吹奏の基本などの技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) ラッパ吹奏の基本を理解すること。
- (b) 基本的なラッパの吹奏ができること。

### **d 女性消防団員科**

女性消防団員を採用する消防団は全都道府県に浸透しており、活躍が期待されている中、訓練礼式、予防広報・防災指導能力の向上や、消火に関する技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 訓練礼式において、基本の姿勢や行進等の基本的な行動ができること。
- (b) 予防広報の意義を理解し、地域住民に対しての広報要領を習得すること。
- (c) 消火器、屋内消火栓等の操作要領を習得し、地域住民に対しての指導要領を習得すること。

#### e ドローン講習

将来的にドローン部隊等の導入を考えている消防団に対して、ドローンの基礎的な操作要領やドローンに関する法令など、基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 基礎的なドローンの操作要領を習得すること。
- (b) ドローンに関する法令等を理解すること。

#### f オフロードバイク講習

将来的に自動二輪車部隊等の導入を考えている消防団に対して、緊急走行要領や運転技術など、基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 自動二輪車で的確な緊急走行要領を習得すること。
- (b) 道路交通法関係法令に関する知識を有すること。

#### g 救助用資器材取扱技術講習

消防団の災害対応能力の向上等を図るため、救助用資器材の取扱要領など基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- (a) 救助用資器材の取扱要領を習得すること。
- (b) 救助用資器材の点検、整備要領を習得すること。
- (c) 救助用資器材取扱時の安全管理について理解すること。

#### h 校外教育

各支部の幹部団員(班長以上)又は幹部昇格予定団員を対象とし、地域における消防団員の消防力強化、活性化を図るために、消防学校の教官を派遣し、訓練礼式など基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。

- (a) 基本的な訓練礼式の要領を習得すること。
- (b) 現場の指揮要領を理解し、他の団員に対し教育内容の伝達等ができること。

#### ウ 一般教育

##### (ア) 自衛消防隊員教育

社会福祉施設に勤務する自衛消防隊員に対して、災害発生時の人命の保護及び被害の軽減を図るために必要な基礎的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- a 自衛消防隊としての責務を理解する。
- b 自衛消防隊員として、屋内消火栓等の消防用設備を活用した消防活動要領等を習得する。
- c 基礎的な応急救護要領を習得する。

##### (イ) 少年消防クラブ員教育

県内の少年消防クラブ員を対象とし、応急手当や煙体験等の各種体験学習による防災意識の向上、県内各地域の少年消防クラブ員との親

交を深めることを目的とした教育訓練を行う。(到達目標については、次のとおり)

- a 各種体験学習を通し、防災に対する意識が向上すること。
- b 県内各地域の少年消防クラブ員との親交が深まること。

(2) 各教科・課程のカリキュラム等

ア 消防職員

(ア) 初任教育

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

種目・種類	教科目（主なもの）	単位時間	種目・種類	教科目（主なもの）	単位時間			
基礎教育	倫理	消防倫理総論	5	消防用設備	消防用設備等の概要	12		
		社会と消防			消防用設備等の着工と設置届・検査			
		消防人の資質			消火設備			
	服務と勤務	地方公務員制度	28		警報設備			
		地方公務員の義務と責任			避難設備			
		地方公務員の権利と服務規律			消防活動上必要な施設			
		公務員倫理			消防用設備等に係る総合操作盤			
		文書事務			特殊消防用設備等			
	法学基礎・消防法	消防行政と法	20		査察		査察の基礎等	27
		法の分類					査察要領	
		法の効力と適用		違反処理				
		法律の目的		建築	建築構造	10		
		消防法関係法令の体系			建築法令			
	行政法基礎知識	建築規制						
	消防組織制度	消防制度	9	消防活動上の規制				
		消防の任務		安全管理	安全管理の概要		16	
		消防の組織			日常業務における受傷危険と事故防止			
		地方自治制度			警防活動			
	理化学	物理	10		救助活動			
		化学		救急活動				
電気		体力管理						
燃焼と消火		メンタルヘルス（惨事ストレスを含む。）						
実務教育	予防広報	防火管理制度	特殊災害と保安	放射線物質災害	10			
		消防計画		生物災害				
		統括防火管理制度		化学災害				
		防火対象物点検報告制度	火災防ぎよ	火災	30			
	自衛消防組織	火災防ぎよ						
	防災管理	火災防ぎよ活動						
	消防広報	建物火災防ぎよ						
	危険物	危険物	8	建物以外の火災防ぎよ				
危険物施設								

種目・種類		教科目（主なもの）	単位時間
実務教育	火災調査	火災調査の基礎知識	15
		火災原因調査の内容	
		火災原因調査の方法	
		火災損害調査の内容	
		火災原因調査の方法	
		火災調査書類	
	防災	災害対策	23
		震災対策	
		気象災害	
		水防対策	
		国民保護	
		広域応援等	
		自主防災	
		消防団	
	救急	救急業務	50
		救急活動	
		解剖・生理	
		救急資機材	
		応急処置	
		傷病者別応急処置	
	消防機械・ポンプ	消防用自動車等	10
		消防器具	
		消防防災通信設備	
実科訓練	訓練礼式	概要	50
		各個訓練	
		通常点検	
		敬礼動作	
		小隊訓練	

種目・種類		教科目（主なもの）	単位時間
実科訓練	消防活動訓練	概要	82
		ポンプ自動車	
		放水	
		検索	
		防火衣等着脱	
		搬出	
	救助訓練	概要	45
		ロープ取扱技術	
		救助操法	
	機器取扱訓練	概要	55
		各種資機材の諸元・性能・取扱要領、保守管理要領	
	消防活動	消火活動訓練	85
救助活動訓練			
火災総合訓練			
救急救助総合訓練			
体育		55	
その他	実務研修	125	
	選択研修		
	行事・その他		

#### 標準的な教育訓練日数等

- 総日数：148日
- 実日数：114日
- 単位時間数：800時間

(イ) 専科教育

a 警防科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1			
防災	災害対策基本法の概要	5	図上訓練	図上訓練の目的と実施要領	10
	水防法の概要			各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意）	
	武力攻撃事態における国民保護に係る消防の役割			事後検討と検証結果の発表	
	防災に係る主要通知の内容		実技訓練	実技訓練の目的と実施要領	15
	各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配意）				
警防対策	近年の震災と地震対策の概要	13	事例研究	事後検討と検証結果の発表	6
	近年の水害と水防対策の概要			消防戦術事例	
	林野火災対策の概要			特異火災事例	
	放射性物質災害対策の概要			安全管理事例	
	生物剤・化学物質災害対策の概要			警防行政事例	
	制度の概要と部隊運用の考え方			訴訟事例	
消防戦術と安全管理	情報収集要領	14	健康管理	消防職員に必要な体力と食事を通じた体力づくり	3
	指揮命令伝達要領			トレーニング法の理論と実践上の留意事項	
	災害現場広報要領			メンタルヘルスと惨事ストレス	
	建物火災		効果測定	3	
	その他の火災		行事その他		
	林野火災		<b>標準的な教育訓練日数等</b>		
	放射性物質災害		●総日数：12日		
	生物剤・化学物質災害		●実日数：10日		
	多数傷病者発生事故		●単位時間数：70時間		



## b 特殊災害科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間		
講話	職責と心構え	1					
特殊災害の概論	特殊災害の意義と特性	2	特殊災害における安全管理	危険物災害	5		
	特殊災害に対する消防活動の考え方			高圧ガス災害			
危険性物質等に係る基礎的知識及び関係法令	危険物	15		放射線物質災害		毒・劇物に係る災害	
	高圧ガス			生物剤・化学剤災害			
	放射線物質			圧気工事現場			
	毒・劇物			酸素欠乏現場			
	火薬類			テロ災害時の安全管理			
	生物剤・化学剤			図上訓練		図上訓練の目的と実施要領	7
	化学物質安全データシートとイエローカード					各種想定訓練（現場指揮と安全管理に配慮）	
	テロ災害の特性					事後検討と検証結果の発表	
	消防法		効果測定	行事その他		3	
	高圧ガス保安法						
	火薬類取締法		<b>標準的な教育訓練日数等</b>				
	石油コンビナート等災害防止法		●総日数：9日				
	原子力災害関係法令		●実日数：7日				
感染症関係法令	●単位時間数：49時間						
生物剤・化学剤規制関係命令							
特殊災害に対する消防活動要領	危険物災害	16					
	高圧ガス災害						
	放射線物質災害						
	毒・劇物に係る災害						
	生物剤・化学剤災害						
	圧気工事現場						
	酸素欠乏現場						

### c 予防査察科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1	違反処理	違反処理の意義、必要性及び行政指導	14	
予防査察行政の現状と課題	予防査察行政の現状と課題	1		警告		
	消防関係法令の改正内容			命令		
消防同意	建築行政と消防行政との関係	6		許可の取消し等		
	消防同意制度			告発		
	消防に関する建築規制			代執行		
	消防同意の要領と留意事項			違反処理の際の基本的留意事項		
査察	防火対象物の用途別の危険性	24		違反処理マニュアル		8
	建築物の構造規制と査察着眼点			危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準		
	防火管理制度の概要と査察着眼点			消防設備士免状の返納命令に関する運用基準		
	消防用設備等の構造機能と査察着眼点			査察実習		
	火気使用設備・器具の査察着眼点					危険物施設の査察
	電気設備の査察着眼点					建築・設備図書の見方
	少量危険物施設の査察着眼点					事例研究
	指定可燃物施設の査察着眼点		査察事例			
火気規制	消防用設備設置指導事例					
災害事例						
危険物規制	製造所等の保安管理に関する査察着眼点	7	効果測定	3		
	製造所等の位置・構造・設備に関する査察着眼点		行事その他			
	製造所等の貯蔵・取扱いに関する査察着眼点					
	危険物施設ごとの査察着眼点					
			<b>標準的な教育訓練日数等</b>			
			●総日数：12日			
			●実日数：10日			
			●単位時間数：70時間			

## d 危険物科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1		貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準		
危険物行政の現状と課題	危険物行政の現状と課題	2	危険物規制	許認可の手続き		
	消防関係法令の改正内容			書類の審査		
危険物化学	総論	5			設備図書の見方	
	第1類危険物				危険物施設に対する措置命令	
	第2類危険物		事例研究	危険物規制実務事例	4	
	第3類危険物			違反処理実務		
	第4類危険物			災害事例		
	第5類危険物		効果測定	行事その他		2
	第6類危険物					
危険物規制	危険物規制の概要	21				
	危険物施設の設置・変更		<b>標準的な教育訓練日数等</b>			
	危険物施設の保守管理と保安制度		●総日数：5日			
	危険物事業所の保安制度		●実日数：5日			
	通則		●単位時間数：3.5時間			
	危険物施設ごとの基準					

### e 火災調査科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1				
原因調査関係法規	原因調査の責任と権限	6	損害調査	損害の種別と損害調査項目	6	
	放失火捜査と原因調査			焼損程度とり災程度		
	消防及び警察の協力			火災による死傷者		
	製造物責任法			現場調査の進め方		
	情報公開			損害額の評価と算出		
	訟務対応		鑑定	鑑定の概念	2	
				鑑定の実施要領		
原因調査	原因調査の項目	25	調査実習	模擬火災調査	7	
	原因調査の手段		調査書類	調査書類の作成要領	14	
	燃焼理論と火災の特性		事例研究	特異火災事例	6	
	現場調査の進め方			調査書類作成事例		
	焼けの強弱と方向性の観察			訴訟事例		
	電気火災の原因調査要領		効果測定	行事その他		3
	燃焼機器の原因調査要領					
	車両火災の原因調査要領					
	化学火災の原因調査要領			標準的な教育訓練日数等		
	微小火源火災の原因調査要領			●総日数：12日		
	放火火災の原因調査要領			●実日数：10日		
	延焼拡大要因の調査要領			●単位時間数：70時間		
	死傷者発生時の現場調査要領					

## f 救急科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	単位時間
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員の責務等、医学概論	50	応急処置の総論	応急処置総論	心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理、搬送	67
	解剖・生理	総論及び身体各部の名称、皮膚系、筋骨格系呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、精神系、感覚系、内分泌系、生殖系、その他の系			応急処置各論	気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ（人工呼吸との併用を含む。）、酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅療法継続中の傷病者、搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出、車内看護	
	社会保障・社会福祉	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制、医療保険			救急医療、災害医療	救急医療体制、プレホスピタル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応、トリアージ	
	救急実務及び関係法規	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急事務の関係機関、救急業務の関係法規		心肺停止	原因、病態生理、病態の把握、応急処置、病態の評価		
応急処置の総論	観察	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、傷害の受傷機転、既往症等の聴取	ショック・循環不全	67			
	検査	一般検査、生理学的検査、検査機器の原理と構造、保守管理	意識障害				
			出血				
			一般外傷				

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	単位時間
病態別対応処置	頭部、頸椎（頸髄）損傷	原因、病態生理、病態の把握、応急処置、病態の評価	25	特殊病態別対応処置	産婦人科、周産期	産婦人科及び周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人疾患、分娩の介助、分娩直後の新生児の管理	35
	熱傷、電撃傷				精神障害	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価、精神科の治療等	
	中毒				その他の創傷の処置等	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日（熱）射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病、急性放射線障害、動物による咬傷・刺傷	
	溺水				実習及び行事	救急用資器材の操作法・保管管理・消毒、シュミレーション実習、医療機関及び現場における地味研修、入校式、修了式その他の行事	
異物（気道・消化管）							
特殊病態別対応処置	小児、新生児	小児及び新生児の基礎的事項、症状から見た小児救急疾患の重症度判定、小児の事故、心肺蘇生法	25	標準的な教育訓練日数等			
	高齢者	高齢者の基礎的事項、ショック、体温、意識障害頭痛、胸痛、呼吸困難、その他の疾病		●総日数：48日			
				●実日数：36日			
				●単位時間数：250時間			
				※その他の講習（修了認定時間には含まない。）			
				上記のほか、JPTEC（1日）及びBLS（1日）、PCEC（1日）コースを実施する場合がある。			

## g 救助科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	職責と心構え	1				
安全管理	安全管理に係る関係法令	21	救助訓練	はしご利用による救助	30	
	災害関係機関との連絡・連携方法			地物利用による救助		
	救助活動における安全管理の要点			立て抗救助		
	火災時における救助隊の役割と安全管理の要点			横抗救助		
	各種救助訓練における安全管理の要点			濃煙検索、注水及び進入要領（建物構造別）		
	訓練施設、設備の安全管理			衝突・下敷き・横転事故の救助		
	火災及び救助活動時の二次災害の予知			座屈建物・倒壊建物からの救助		
災害救助対策	救助業務関係法令	23		機械、建物（エレベーター、ゴンドラ等）からの救助		30
	救助隊の任務、編成及び装備			救助事故現場における救急隊との連携訓練		
	国際消防救助隊の任務と編成			航空隊との連携訓練		
	各種災害種別ごとの救助対策と活動事例					
救急	観察方法、固定要領、搬送方法	5	総合訓練	高所救助訓練・低所救助訓練	30	
	多数傷病者発生時の対応要領			火災対応訓練		
救助器具取扱訓練	一般救助用器具	21		多数傷者発生事故救助訓練		30
	重量物排除器具			特殊災害対応訓練		
	切断用器具・破壊用器具		震災時対応訓練			
	検知・測定用器具		健康管理	トレーニング理論	3	
	呼吸保護用器具			障害の予防、疲労回復等		
	除染用器具		効果測定	6		
	隊員保護用器具		行事その他			
	水難救助用器具・山岳救助用器具		標準的な教育訓練日数等			
	検索用器具		●総日数：26日			
	高度救助器具		●実日数：20日			
その他の救助用器具	●単位時間数：140時間					

(ウ) 幹部教育初級幹部科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	公務員倫理と消防職員の倫理	1	安全管理	公務災害の発生状況と傾向	10
	初級幹部としての職責と心構え			組織における安全管理体制	
訓練礼式	通常点検の実施要領	2		災害現場における安全管理体制	
	部品授受の指導要領			災害現場等における事故発生時の措置要領	
消防時事	予防行政の現状と課題	8		事故防止指導及び事故発生時の初動対応	
	警防行政の現状と課題		再発防止の取組み		
	救急行政の現状と課題		現場指揮	現場指揮者の心構えと任務	18
	消防関係法令の改正内容			現場指揮本部の重要性と効果	
消防財政	財政における国と地方の関係	3	火災防ぎょ指揮要領と留意点		
	地方財政と消防財政の仕組み		水災・救助・救急等の指揮要領と留意点		
	消防財政の現状と課題		事例研究	人事管理事例	15
人事業務管理	組織の活用と監督すべき事項	12		安全管理事例	
	組織と人間関係（上司・同僚・部下との関係）			特異災害事例	
	議会の権能と運営			苦情事例	
	同和問題			訴訟事例	
	男女共同参画		行事その他	1	
	セクシャルハラスメント				
	情報公開制度				
	個人情報保護制度				
	健康管理指導の要点				
	体力管理指導の要点				
	メンタルヘルスと惨事ストレス				
				標準的な教育訓練日数等	
			●総日数：12日		
			●実日数：10日		
			●単位時間数：70時間		

(エ) 特別教育

a 放射線基礎研修

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
放射線の基礎	放射線についての基礎知識	1	
消防活動の基礎	災害現場での基礎知識	1	標準的な教育訓練日数等
高線量下における消防活動の留意事項	高線量下における消防活動時の留意点	1	●総日数：1日
			●実日数：1日
消防活動訓練	放射線に係わる災害現場を想定した活動訓練	3	●単位時間数：6時間

## b 惨事ストレス対策講習

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間				
基礎理論	ストレスの基礎理論とストレス管理	1				
惨事ストレス	惨事ストレスの理解	2				
	惨事ストレス反応					
	惨事ストレス対策					
メンタルヘルス	メンタルヘルスケア	2				
	ストレス解消法					
傾聴	傾聴の基礎理論	2				
	外傷体験への介入					
グループミーティング	デフュージング	2	標準的な教育訓練日数等			
	デブリーフィング					
	実習					
行事その他		2				
			●総日数：2日			
			●実日数：2日			
			●単位時間数：11時間			

## c 機関科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間				
緊急自動車運行管理	道路交通法における緊急自動車の運行	2	標準的な教育訓練日数等			
操縦	機関員運転技術	13				
消防ポンプ・ポンプ運用	機関運用	13	●総日数：5日			
点検整備	車両関係・ポンプ関係	3	●実日数：5日			
事例研究		2	●単位時間数：35時間			
行事その他		2				

## d 水難救助科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間				
講話	潜水理論等	3	標準的な教育訓練日数等			
潜水学	潜水法規	4				
	危険生物		●実日数：8日			
	潜水計画		●単位時間数：56時間			
	水難救助・潜水事故対策討議					
機器取扱	潜水資器材	32				
	スノーケリング					
	減圧法					
	スクーバ					
	機器メンテナンス					
応用訓練	検索法	12				
	想定訓練					
効果測定		10				
行事その他						



### e はしご車運用科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	標準的な教育訓練日数等
安全管理	はしご車における関係法規と安全管理	3	●総日数：3日 ●実日数：3日 ●単位時間数：21時間
取り扱い基本理論	はしご車の構造等及び基本的知識	3	
基本取扱訓練	基本的な操作要領	4	
応用取扱訓練	実践的訓練	3	
点検整備	点検項目と方法	3	
故障と対策	故障時の基本的な対応策	2	
効果測定		3	
行事その他			

### f 指揮隊長科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容
講話	職責と心構え	1	現場指揮訓練	木造建物火災対応現場指揮要領
指揮理論	現場指揮概論	4		耐火建物火災対応現場指揮要領
	指揮本部運営要領			街区火災対応現場指揮要領
	木造建物火災現場指揮要領			BC災害対応現場指揮要領
	耐火建物火災現場指揮要領			
無線運用要領	基本的無線運用要領	2	多数傷病者対応（MCL S）	多数傷病者発生時の現場指揮要領
	現着、状況、活動報告要領			情報集約要領
	活動下令、活動集約要領			多数部隊運用要領
図上訓練（現場指揮）	木造建物火災対応現場指揮要領	10	行事その他	
	耐火建物火災対応現場指揮要領		※いづれかを選択して実施する。	
	街区火災対応現場指揮要領		標準的な教育訓練日数等	
	BC災害対応現場指揮要領		●総日数：5日 ●実日数：5日 ●単位時間数：35時間	

### g ポンプ操法指導員科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	標準的な教育訓練日数等
講話	現状と課題	1	●総日数：9日 ●実日数：7日
訓練礼式	操法に必要な規律節度	2	
実施要領	操法要領の基本的知識	20	●単位時間数：48時間
	実施方法		
審査要領	審査要領の基本的事項	20	
	審査方法		
大会運営要領	大会運営	4	
	指導上の留意事項		
行事その他		1	

## h 通信指令科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間					
管制実務教育	通信指令の現状と課題	4	<b>標準的な教育訓練日数等</b> ●総日数：2日 ●実日数：2日 ●単位時間数：14時間				
	通信指令員の役割						
	緊急度・重症度識別						
	通信コミュニケーション						
	119受信時の注意事項及び対応要領						
	口頭指導要領						
医学的基礎	解剖・生理	4					
	心停止に至る病態						
	心肺蘇生法						
	A E D						
	その他の口頭指導対象病態						
実習	シミュレーション訓練	4					
行事その他		2					

## i 救急科（再教育）

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
解剖生理の基礎等	基本的解剖整理の知識の確認	6	特定行為準備	器具気道確保（LM等）の資器材準備	3
観察等	状況観察、初期評価	4		気管挿管の資器材準備	
	血圧			静脈路確保・薬剤投与の資器材準備	
	血中酸素飽和度		小隊訓練	内因性想定訓練（緊急度・重症度判断含む）	25
	心電図			外因性想定訓練（緊急度・重症度判断含む）	
口腔内清拭・吸引・喉頭異物除去	他隊連携訓練（多数傷病者・火災・救助等）				
応急処置	用手気道確保	12	その他		
	経鼻エアウェイ		行事その他	2	
	経口エアウェイ				
	BVMにおける人工呼吸・胸骨圧迫		<b>標準的な教育訓練日数等</b> ●総日数：10日 ●実日数：8日 ●単位時間数：52時間		
	除細動				
	酸素投与				
	止血				
	被覆・固定				
	体位				
	喉頭展開・異物除去				
	自動心マッサージ・ショックパンツ				

### j 救急救命士教育科（養成補助）

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間					
講話	現状と課題	2	標準的な教育訓練日数等				
解剖生理・学科試験	解剖生理（概論・基礎・循環・呼吸器・脳神経）	10	●総日数：5日				
シミュレーション	BLS・気道管理・静脈路確保・ブドウ糖投与	11	●実日数：5日				
実技試験・質疑応答	総合シミュレーション	8	●単位時間数：34時間				
行事その他		3					

### k 救急救命士処置拡大講習（再教育）（静脈路確保）

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題	1	資器材整備		1
基本的手技	血糖測定に関する基本的手技	2	行事その他		2
	静脈路確保と輸液に関する基本的手技				
シミュレーション	血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖投与のシナリオ訓練	6	標準的な教育訓練日数等		
	心肺機能停止前の静脈路確保と輸液のシナリオ訓練		●総日数：2日		
			●実日数：2日		
			●単位時間数：12時間		

### l 救急救命士処置拡大講習（再教育）（ビデオ喉頭鏡）

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	標準的な教育訓練日数等
講話	現状と課題	1	●総日数：1日
シミュレーション	人形等を用いた気管挿管シミュレーション	4	●実日数：1日
行事その他		1	●単位時間数：6時間

### m 新任救急隊長科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
解剖生理の基礎等	基本的解剖整理の知識の確認	6			
観察等	状況観察、初期評価	4	特定行為準備	器具気道確保（LM等）の資器材準備	3
	血圧			気管挿管の資器材準備	
	血中酸素飽和度			静脈路確保・薬剤投与の資器材準備	
	心電図				
応急処置	口腔内清拭・吸引・喉頭異物除去	12	小隊訓練	内因性想定訓練（緊急度・重症度判断含む）	25
	用手気道確保			外因性想定訓練（緊急度・重症度判断含む）	
	経鼻エアウェイ			他隊連携訓練（多数傷病者・火災・救助等）	
	経口エアウェイ			その他	
	BVMにおける人工呼吸・胸骨圧迫				
	除細動				
	酸素投与				
	止血				
	被覆・固定				
	体位				
	喉頭展開・異物除去				
	自動心マッサージ・ショックパンツ				
					行事その他
			<b>標準的な教育訓練日数等</b>		
			●総日数：10日		
			●実日数：8日		
			●単位時間数：5.2時間		

### n 上級職員科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	
講話	公務員倫理と消防職員の倫理	1	安全管理	公務災害の発生状況と傾向	5	
	初級幹部としての職責と心構え			組織における安全管理体制		
訓練礼式	通常点検の実施要領	3		災害現場における安全管理体制		5
	部品授受の指導要領			災害現場等における事故発生時の措置要領		
消防時事	予防行政の現状と課題	8	事故防止指導及び事故発生時の初動対応	12		
	警防行政の現状と課題		再発防止の取組み			
	救急行政の現状と課題		現場指揮者の心構えと任務			
	消防関係法令の改正内容		現場指揮本部の重要性と効果			
人事業務管理	組織の活用と監督すべき事項	5	火災防ぎょ指揮要領と留意点	12		
	組織と人間関係（上司・同僚・部下との関係）		水災・救助・救急等の指揮要領と留意点			
	健康管理指導の要点					
	体力管理指導の要点					
	メンタルヘルスと惨事ストレス					
			行事その他		1	
			<b>標準的な教育訓練日数等</b>			
			●総日数：5日			
			●実日数：5日			
			●単位時間数：3.5時間			

## イ 消防団員

### (ア) 基礎教育

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

基礎教育Ⅰ					
教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間			
組織制度	消防団の沿革と組織	2			
	消防団業務の内容等				
火災防ぎよ	火災の意義・燃焼条件と消火理論	2	標準的な教育訓練日数等		
	火災防ぎよ戦術の原則				
安全管理	消防団活動における危険要因	2	●総日数：1日		
	事故防止対策・事故発生時の措置		●実日数：1日		
行事その他		1	●単位時間数：7時間		
基礎教育Ⅱ					
教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間			
訓練礼式	各個訓練(停止間の動作・行進間の動作)	2			
	小隊訓練・通常点検				
ポンプ操法	各種機材取扱訓練	2	標準的な教育訓練日数等		
	放水訓練				
救急救助	心肺蘇生法・搬送法	2	●総日数：1日		
	ロープ基本結索等		●実日数：1日		
その他		1	●単位時間数：7時間		

### (イ) 専科教育

#### a 警防科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1	事例研究	警防戦術事例	1
火災防ぎよ	火災性状と消火理論	4		安全管理事例	
	注水技術		行事その他		
防災	災害対策基本法と消防団の役割	2	標準的な教育訓練日数等		
	地域防災計画に占める消防団の役割				
	大規模災害の対応			●総日数：2日	
安全管理	危険予知訓練	2	●実日数：2日		
	事故防止対策		●単位時間数：12時間		

## b 機関科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1	機関整備	ポンプの点検要領	2
道路交通関係法令	運転者の義務と安全運転	1		車両の点検要領	
	道路交通法・道路運送車両法		行事その他	1	
緊急走行要領	緊急自動車の交通方法	2	標準的な教育訓練日数等		
	事故発生時の措置		●総日数：2日		
	基本走行訓練		●実日数：2日		
ポンプ運用	構造と作用	5	●単位時間数：12時間		
	運用訓練				

## (ウ) 幹部教育

### a 初級幹部科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	職責と心構え	1	防災指導要領	消火訓練指導要領	2
訓練礼式	小隊編成と整頓	1		避難訓練指導要領	
	通常点検			救出・救護訓練指導要領	
現場指揮	現場指揮の重要性と効果	3	安全管理	危険予知訓練	2
	火災防ぎよ指揮要領と留意点			危険要因・事故防止対策	
	建物火災現場指揮訓練		行事その他	1	
防災	災害対策基本法と消防団の役割	2	標準的な教育訓練日数等		
	地域防災計画に占める消防団の役割		●総日数：2日		
			●実日数：2日		
			●単位時間数：12時間		

## b 指揮幹部科

### (a) 現場指揮課程

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話・現場指揮・安全管理	現場指揮者としての職責と心構え	1	救助・救命訓練	倒壊家屋からの救助救命と指揮要領	4
	現場指揮の重要性と効果		避難誘導訓練	大規模地震発生に伴う津波災害発生等の避難誘導・広報	2
	現場指揮要領と留意点		災害情報収集・伝達訓練	他機関との連携による捜索活動・情報収集・伝達等情報共有	1
	消防団活動に伴う危険要因		地域防災指導訓練	初期消火・応急手当等簡易な救助の指導方法	1
	事故防止対策		行事その他		1
	事故発生時の措置		標準的な教育訓練日数等		
火災防ぎょ訓練	大規模地震発生時における指揮要領	2	●総日数：2日		
水災活動訓練	風水害時の救助活動・指揮要領	2	●実日数：2日		
			●単位時間数：14時間		

### (b) 分団指揮課程

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話・組織制度・安全管理	現場指揮者としての職責と心構え	2	災害対策図上訓練	分団本部活動・管理運営要領	2
	消防団組織の現況			部隊等の安全管理	
	消防団充実強化・活性化対策			災害情報収集・伝達等情報共有 他機関連携	
	公務災害補償制度の概要		事例研究	消防団充実強化・活性化事例	2
		安全管理事例			
防災	災害対策基本法と消防団の役割	3	行事その他		1
	地域防災計画に占める消防団の役割		標準的な教育訓練日数等		
	長期化活動対策		●総日数：2日		
	惨事ストレス対策		●実日数：2日		
			●単位時間数：10時間		

(エ) 特別教育

a 訓練礼式指導員科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	指導員の職責と心構え	1	行事その他		2
訓練礼式	礼式の基本的事項	2	標準的な教育訓練日数等		
	指導要領				
部隊訓練	号令の掛け方	7	●総日数：2日		
	小隊訓練停止間及び行進間の指揮要領		●実日数：2日		
	指導要領(実技)		●単位時間数：1.2時間		

b ポンプ操法指導員科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
指導要領	指導上の注意事項	1	大会運営要領	大会運営	1
実施要領	操法要領の基本的知識	3	行事その他		2
	実施方法		標準的な教育訓練日数等		
審査要領	審査要領の基本的事項	5	●総日数：2日		
	審査方法		●実日数：2日		
			●単位時間数：1.2時間		

c ラッパ吹奏科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
訓練礼式	ラッパ隊の礼式の基本	1	行事その他		2
音楽理論	ラッパの基礎	2	標準的な教育訓練日数等		
ラッパ吹奏実技	基本的吹奏技術	7	●総日数：2日		
	ラッパ吹奏応用		●実日数：2日		
	ラッパ吹奏披露		●単位時間数：1.2時間		



#### d 女性消防団員科

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	女性消防団の現状	1	救急救護	心肺蘇生法・応急手当法	2
訓練礼式	礼式の基本的事項	2	軽可搬ポンプ操法	ホース延長・結合・放水訓練	2
	指導要領		行事その他		2
消防組織制度	消防団充実強化・活性化対策	1	標準的な教育訓練日数等		
予防広報	防災指導要領	2	●総日数：2日		
	広報活動の基本的要領等		●実日数：2日		
			●単位時間数：12時間		

#### e ドローン講習

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
構造・名称	機体の構造、名称の理解	2	行事その他		1
基本法令等	航空法、電波法、民法、道路交通法		標準的な教育訓練日数等		
	小型無人機等飛行禁止法		●総日数：1日		
	その他の関係法令	●実日数：1日			
操縦技能	運行前点検	3	●単位時間数：6時間		
	ホバリング				
	サイドアウト&リターン(横移動)				
	ストレートアウト&リターン(前後移動)				
	パーチカルボックス&ビルエット				
	基本的な点検整備要領、保守管理				

## f オフロードバイク講習

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
構造・名称	機体の構造、名称の理解	3	行事その他		1
基本法令等	消防法		標準的な教育訓練日数等		
	道路交通法		●総日数：1日		
	その他の関係法令		●実日数：1日		
操縦技能	運行前点検	3	●単位時間数：7時間		
	運転姿勢				
	一本橋、スラローム等				
	障害物等の段差越え等				

## g 救助用資器材取扱技術講習

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講義	資器材の取扱い要領	2	行事その他		1
	資器材の点検整備要領		標準的な教育訓練日数等		
	資器材使用時の安全管理		●総日数：1日		
実科訓練	チェーンソー、油圧切断機、エンジンカッターの取扱要領	4	●実日数：1日		
			●単位時間数：7時間		

## h 校外教育

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間			
現場指揮	安全管理	1			
訓練礼式	各個訓練の指導要領	4	●総日数：1日		
	小隊訓練の指導要領		●実日数：1日		
	通常点検の指導要領		●単位時間数：5時間		

ウ 一般教育

(ア) 自衛消防隊員教育

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	現状と課題	1	消防用設備	各種消防用設備概要等	1
救出・救助	指導上の注意事項	2	意見交換	情報共有	1
応急救護	上級救命講習に準じた内容	3	行事その他		2
	止血法等		標準的な教育訓練日数等		
自衛消防隊員の 消防活動	災害発生時の対応要領	2	●総日数：2日		
			●実日数：2日		
			●単位時間数：12時間		

(イ) 少年消防クラブ員教育

標準的な教科目と単位時間、教育訓練日数は次のとおり

教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間	教科目	主眼とすべき教育内容	単位時間
講話	防火・防災の話し	0.5	行事その他		0.5
応急救護	心肺蘇生法等	0.5	標準的な教育訓練日数等		
体験学習	煙・地震・通報・放水体験	2.5	●総日数：1日		
意見交換	所属する少年消防クラブの紹介等	1	●実日数：1日		
			●単位時間数：5時間		

## 2 各教育科・課程の体系等

### (1) 各教育科・課程の教育訓練レベルの考え方

本校が行う消防職員・団員に対する各教育科・課程の教育訓練のレベルについては、その目標及び教育訓練の内容、カリキュラム等から次のとおりとする。

#### ア ステージ1

消防活動や組織運営に必要な基礎的知識・技術を習得し、組織の一員として行動する実践的な知識・技術、指導力を身につけるとともに、役割に応じた使命感を認識する。

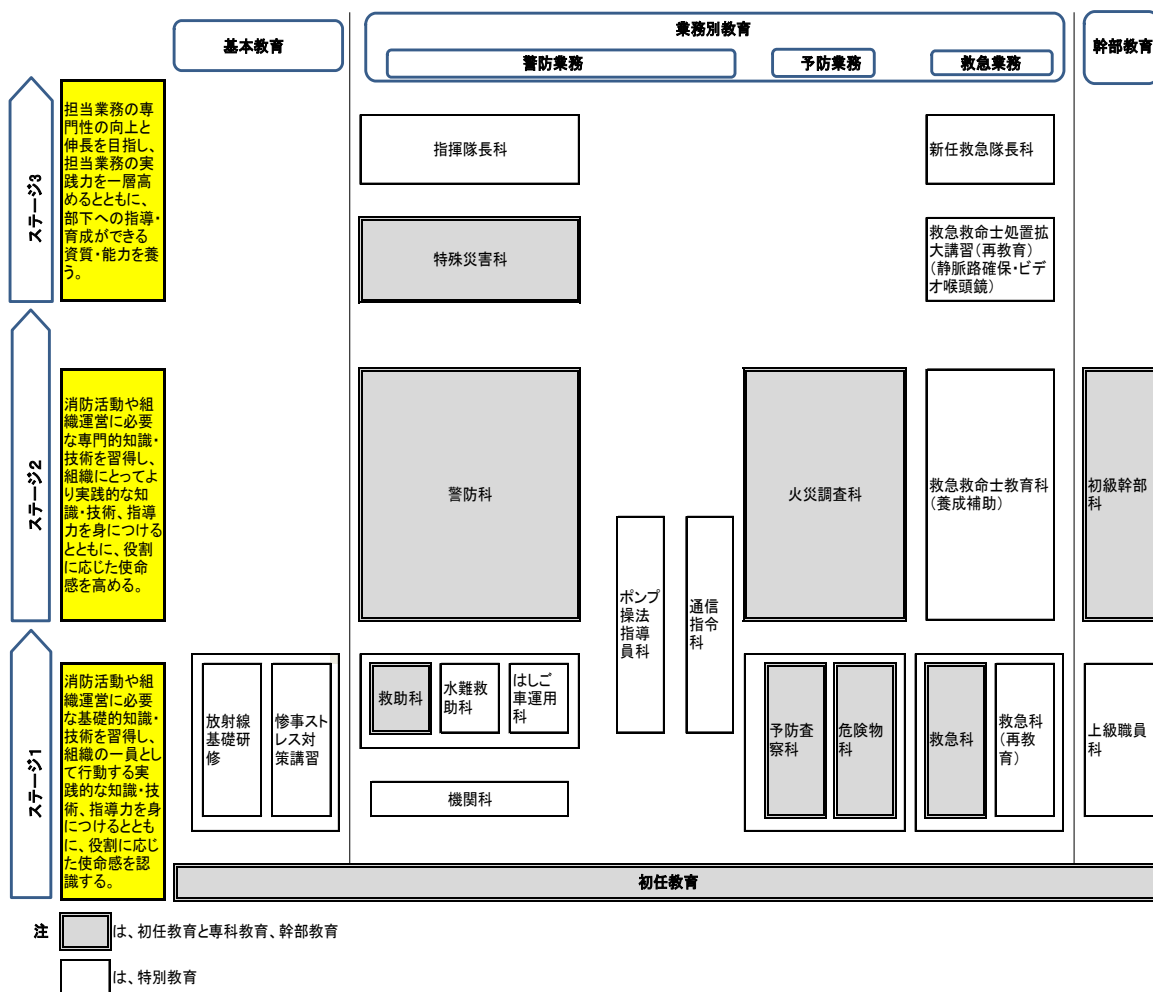
#### イ ステージ2

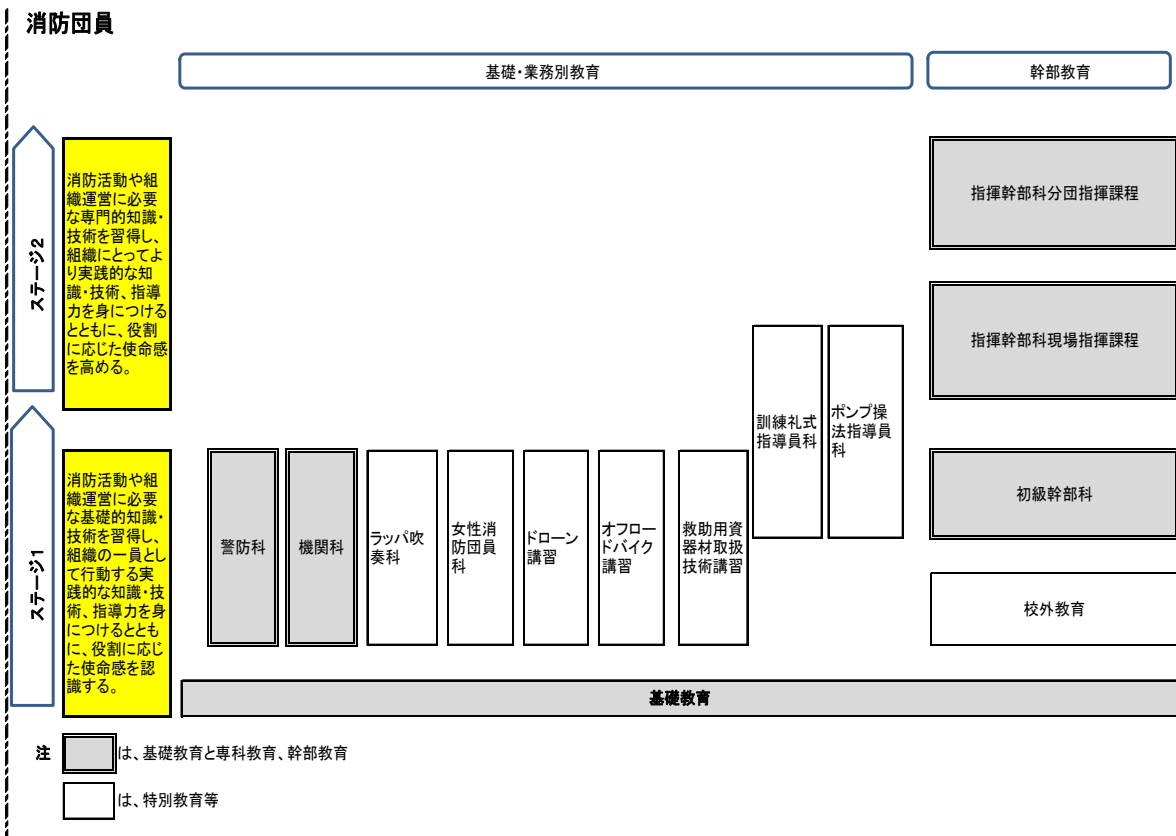
消防活動や組織運営に必要な専門的知識・技術を習得し、組織にとってより実践的な知識・技術、指導力を身につけるとともに、役割に応じた使命感を高める。

#### ウ ステージ3

担当業務専門性の向上と伸長を目指し、担当業務の実践力を一層高めるとともに、部下への指導、育成ができる資質・能力を養う。

### 消防職員





(2) 消防職員に対する警防・予防に係る教育訓練の標準的な対象者

本校が行う警防・予防担当に対する教育訓練をより効果的に実施するための標準的な対象者については、次に示す年数又は同等の知識・技術を有しているものとする。

標準的な対象者			
警防・予防担当			
経験年数	ステージ1		ステージ2
	~3年	5~10年	
10年~	ステージ3		
初任教育	警防担当	機関科	救助科
			はしご車運用科
			水難救助科
			ポンプ操法指導員科
			通信指令科
	予防担当	予防査察科	火災調査科
	危険物科		指揮隊長科

## IV 教育訓練体制

### 1 教育訓練にかかる消防本部等との連携

本校で実施する教育訓練をより効果的に、かつ充実させていくためには、災害の多様化・複雑化・大規模化している中、気象条件、地形、災害の発生態様・特性など本県情勢を十分考慮したうえで、実際の災害を想定した教育訓練の実施や少子・高齢化等社会の変化を踏まえた救急隊員等の養成を計画的に実施していくことが必要である。

このため、実際に火災等災害現場で消火や救助、救急に携わっている消防職員を必要に応じて講師として招聘、また、教育訓練に必要な資器材の借り受けなど、様々な場面において消防長会や各消防本部と連携を保ちながら、教育訓練の効果を高めていく。

また、災害形態や社会環境の変化を捉え、各消防本部に限らず民間企業の協力を得た教育訓練や福島県消防学校校友会、福島県消防学校教官連絡協議会、公益財団法人福島県消防協会との連携を深化させ、さらなる教育訓練の充実を目指す。

### 2 教育訓練体制

#### (1) 教官数等

本校は、120名の入校者の入寮が可能な施設であり、これまでも、同日に100名超の入校生に対して教育訓練を実施している。

本校で行う教育訓練は、生命の危険に直結する消防活動であるが故、安全管理を徹底した上で、現状の消防戦術（消火、救助、部隊統制等）や救急救命の手技等専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練である。

このことから、本校で行う教育訓練をより充実したものにするため、本校における教官数は、基本的な教科や規律の教授、各機関等との円滑な調整を行うプロパー教官3名と、原則として現状の消防戦術等の専門的知識・技術を教授する派遣教官7名（警防担当3名、予防担当2名、救急担当2名）、そして一般行政・法学、警防関係、予防関係の講師3名体制で、教育訓練の充実を図る。

なお、本校教育訓練においては、寮生活を含めた教育訓練であることから、新しい生活様式の定着など感染症防止対策を講じながら実施する。

#### (2) 教官に対する教育

本校における教育訓練を更に充実させるためには、教官自らが最新の消防戦術（消火、救助、部隊統制等）や救急救命の手技等専門的な知識・技術を有するとともに、近年のパワハラ、セクハラ、部下への対応や人事評価、接遇等社会環境の変化に対応した消防以外の専門的な知識も必要となる。

このため、機会を捉え、最新の消防戦術等の知識・技術を習得するための研修等をはじめ、消防以外の各種研修にも積極的に参加させるなど、教官の教育に努めていく。

**検討経過等**

令和元年度

**福島県消防学校運営協議会（委員）**

所 属	職 名	氏 名
福島県消防長会	会 長	阿 藤 武
郡山地方広域消防組合消防本部	消防長	吉 田 徳 久
安達地方広域行政組合消防本部	消防長	加 藤 幸 夫
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	高 久 寛 行
相馬地方広域消防本部	消防長	小谷津 芳 秀
公益財団法人福島県消防協会	会 長	松 山 一 八
福島市消防団	団 長	斎 籐 長三郎
いわき市消防団	団 長	大久保 克 己
福島県消防保安課	課 長	飯 沼 秀 敏
福島県消防学校	校 長	二 瓶 正 浩

**第1回会議**

年月日：令和元年10月25日（金）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：令和2年度消防学校教育訓練計画（案）について  
令和2年度消防学校入校経費（案）について

**福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（委員）**

所 属	職 名	氏 名
福島県消防保安課	主 任 主 査	伊 藤 美千彦
公益財団法人福島県消防協会	事 務 局 長	牧 野 幾太郎
福島市消防本部	総 務 課 長	佐 藤 好 和
いわき市消防本部	参 事 兼 総 務 課 長	大 平 公 規
伊達地方消防組合消防本部	総 務 課 長	三 浦 恒 男
安達地方広域行政組合消防本部	総 務 課 長	須 藤 邦 夫
郡山地方広域消防組合消防本部	総 務 課 長	今 泉 英 次
須賀川地方広域消防本部	総 務 課 長	須 田 勝 茂
白河地方広域市町村圏消防本部	理事兼本部長兼総務課長	安 部 達 郎
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	芥 川 和 雄
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	副 参 事 兼 総 務 課 長	杉 山 英 世
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	高 橋 稔 雄
相馬地方広域消防本部	次 長	菅 野 忠 孝
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	加 勢 信 二
福島県消防学校	教 務 課 長	鈴 木 一 弘

- **第1回会議**  
年月日：令和元年8月5日（月）  
場 所：福島県消防学校会議室  
内 容：消防学校における教育訓練に関する総括（現状と課題）
- **第2回会議**  
年月日：令和元年9月3日（火）  
場 所：福島県消防学校会議室  
内 容：消防学校教育訓練計画策定スケジュールについて  
令和2年度消防学校教育訓練計画について  
令和2年度消防学校入校経費について
- **第3回会議**  
年月日：令和元年9月25日（水）  
場 所：福島県消防学校会議室  
内 容：令和2年度消防学校教育訓練計画について
- **第4回会議**  
年月日：令和2年2月25日（水）  
場 所：福島県消防学校会議室  
内 容：次期計画の性格について  
次期計画の構成について  
次期計画の期間等について  
次期計画と年度計画策定スケジュールの関係等について  
現状と課題に対応した目指すべき消防職員・消防団員像について  
消防団員基礎教育実施要領（案）について
- **第5回会議**  
年月日：令和2年3月12日（水）  
場 所：福島県消防学校会議室  
内 容：消防を取り巻く環境について  
策定の目的等について  
位置付けについて  
期間について  
教育訓練指針と年次計画との関係について  
教育訓練の目指すべき姿（方針）について  
消防団員基礎教育実施要領（案）について



令和2年度

福島県消防学校運営協議会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防長会	会 長	菅野辰之
郡山地方広域消防組合消防本部	消防長	吉田徳久
白河地方広域市町村圏消防本部	消防長	安部達郎
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	消防長	菅家光喜
相馬地方広域消防本部	消防長	菅野忠孝
公益財団法人福島県消防協会	会 長	福島啓嗣
郡山市消防団	団 長	渡邊昭一
南相馬市消防団	団 長	山見重信
福島県消防保安課	課 長	鈴木俊明
福島県消防学校	校 長	五十崎誠一

第1回会議

年月日：令和2年10月26日（金）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：消防学校教育訓練指針について

令和3年度消防学校教育訓練計画について

令和3年度消防学校入校経費について

福島県消防学校教育等関係機関担当課長等会（委員）

所 属	職 名	氏 名
福島県消防保安課	主 任 主 査	伊藤美千彦
公益財団法人福島県消防協会	事 務 局 長	牧野幾太郎
福島市消防本部	総 務 課 長	長南敏広
いわき市消防本部	消防次長兼総務課長	谷野真
伊達地方消防組合消防本部	参事兼総務課長	三浦恒男
安達地方広域行政組合消防本部	総 務 課 長	須藤邦夫
郡山地方広域消防組合消防本部	総 務 課 長	太田秀雄
須賀川地方広域消防本部	参事兼総務課長	須田勝茂
白河地方広域市町村圏消防本部	参事兼総務課長	内山誠
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	芥川和雄
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	総 務 課 長	秋山卓也
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	湯田靖照
相馬地方広域消防本部	次 長	菅原照見
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	総 務 課 長	金澤文男
福島県消防学校	教 務 課 長	鈴木一弘

● **第1回会議**

年月日：令和2年6月22日（月）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：各教科・課程の目標及びカリキュラム等について  
各教科・課程の教育訓練体系について  
効果検証について  
教育訓練にかかる消防本部等との連携について  
教育訓練体制等について

● **第2回会議**

年月日：令和2年7月27日（月）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：福島県消防学校教育訓練指針（素案）について  
令和3年度消防学校教育実施計画（素案）について  
令和3年度消防学校入校経費（素案）について

● **第3回会議**

年月日：令和2年9月9日（水）

場 所：福島県消防学校会議室

内 容：令和3年度消防学校教育実施計画（素案）について

● **第4回会議**

年月日：令和3年2月12日（金）

場 所：Zoom 会議

内 容：福島県消防学校教育訓練指針の修正について  
令和3年度消防学校教育実施計画について

<b>資料 消防学校における教育訓練に関する総括（現状と課題）</b> <b>（平成28年度から平成30年度（5カ年計画中間））</b>
---

## 第1 消防学校における教育訓練に関する検討の課題と背景

近年、消防職員の大量退職期を迎え、新規採用者が増加するとともに、若年層における現場経験の減少傾向による消防・災害対応能力の低下、大規模な自然災害等の発生に伴う他機関との連携、救急や予防業務の高度化・専門化、さらには、働き方改革など、消防を取り巻く環境が大きく変化している中で、消防教育を通じて、これらに適切にどう対応していくかが課題となっている。

なお、本消防学校は、防災計画の中で「火災をはじめとして災害の態様も複雑かつ大規模化している中、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防職員及び消防団員の養成」が求められており、これを実現させていくための具体的な教育計画を策定し、これにより、着実に消防職員及び消防団員を養成し、県民の消防に対するニーズに応えていくことが必要である。

## 第2 教育訓練内容の現状と科毎の課題

本校で行う教育訓練については、福島県消防学校教育訓練規則第25条に基き設置した福島県消防学校運営協議会（以下「協議会」という。）における協議を経て、知事の承認を得て校長が定めている。

これまで、7月に各消防本部に対して、次年度の初任教育入校生と救急科の入校生の見込みを照会、その見込み数を踏まえ、更に、各消防本部や消防団からの要請等意見を踏まえ、その優先度を勘案し、救急科を除く各専門教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期、各消防団における各専科教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期について決定してきた。

このため、平成28年度から令和2年度までの5カ年計画では、消防職員に対する専科教育の科のうち、特殊災害科と危険物科について隔年実施としたほか、特別教育の科のうち、山岳救助科を救助科に統合するとともに、林野火災対策科を特殊災害科に統合し、消防弱者対応科を廃止、水難救助科やはしご車運用科、ポンプ操法指導員科については、各消防本部からの要望に基づき実施することとした。

また、消防団に対する各教育の科については、各消防団からの要望に基づき実施することとした。

（資料1 教育訓練計画と実績及び資料2 教育スケジュール参照）

このような調整のもと、次年度の計画を立案し、「消防学校の施設、人員及び運営の基準（以下「教官基準」という。）」第7条に基づき算出される教員数の基準を考慮しながら、初任教育以外の専科教育や幹部教育、特別教育、一般教育を実施してきた。

しかしながら、教官においては、実技訓練の時間増、充実した授業を展開す

るための事前準備時間確保、専門的知識を有する者の派遣等の要望、また、入校者自体も、安全管理を含めた災害対応能力の低下を危惧し、実技訓練の増、専門的知識の習得等を期待しているものの、教官基準を満たすために、タイトなカリキュラムを組まざるを得ないジレンマに陥っている。

今後は、近年火災件数等の減少に伴い、現場経験が減少傾向にある（図1参照）ことから、消防学校の教育において専科教育や幹部教育等の充実を期待されると想定されることから、今後、これら教育についていかに充実させていくかが課題となる。

図1

### 火災件数等の推移(平成25年から平成30年)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総出火件数 (件)	823	678	660	640	597	632
建物火災 (件)	373	337	356	338	333	321
焼損棟数 (棟)	618	560	584	587	495	555
焼損床面積 (㎡)	33,869	26,198	26,722	36,125	23,627	27,946
林野火災 (件)	107	43	55	38	42	56
焼損面積 (a)	3,390	3,944	3,579	7,953	10,250	1,403
車両火災 (件)	75	94	77	83	87	67
船舶火災 (件)	0	0	0	1	0	2
その他火災 (件)	268	204	172	180	135	186
死者数 (人)	32	43	41	42	38	42
負傷者数 (人)	136	107	102	95	108	124
損害額 (千円)	1,729,785	1,339,936	1,623,495	1,549,082	1,403,749	1,295,005

※出典:消防統計

※平成30年(1月～12月)は概数

## 1 消防職員に対する教育

### (1) 初任教育

#### ア 現状

初任教育については、その標準的な科目数及び単位時間に変更となり、平成29年4月1日からの施行に伴い、表1のとおり実施している。

教科目の時間については、「消防学校の教育訓練の基準の全部改正について(平成15年11月19日付 消防消第219号消防庁次長通達)」1の(2)に基づき、地域や本校の実情を踏まえたものとして構成している。

表 1

## 初任教育 教科目別実施時間数

(単位:時間)

種目	教科目	標準	H28		H29			H30		
			時間数	標準との差	時間数	標準との差	前年度増減	時間数	標準との差	前年度増減
基礎教育	倫理	5	6	1	6	1	0	6	1	0
	情操	0	5	5	5	5	0	5	5	0
	法学基礎・消防法	20	27	7	20	0	▲7	20	0	0
	消防制度	9	8	▲1	9	0	1	9	0	0
	服務と勤務	28	22	▲6	28	0	6	28	0	0
	理化学	10	10	0	11	1	1	11	1	0
	<b>計</b>	<b>72</b>	<b>78</b>	<b>6</b>	<b>79</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>79</b>	<b>7</b>	<b>0</b>
実務教育	予防広報	20	20	0	20	0	0	20	0	0
	危険物	8	8	0	8	0	0	8	0	0
	消防用設備	12	12	0	12	0	0	12	0	0
	査察	27	24	▲3	27	0	3	30	3	3
	建築	10	10	0	10	0	0	10	0	0
	安全管理	16	16	0	16	0	0	16	0	0
	特殊災害と保安	10	10	0	10	0	0	10	0	0
	火災防ぎよ	30	30	0	30	0	0	30	0	0
	火災調査	15	15	0	15	0	0	15	0	0
	防災	23	22	▲1	23	0	1	23	0	0
	救急	50	50	0	50	0	0	50	0	0
消防機械・消防ポンプ	10	10	0	10	0	0	10	0	0	
	<b>計</b>	<b>231</b>	<b>227</b>	<b>▲4</b>	<b>231</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>234</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
実科訓練	訓練礼式	50	50	0	50	0	0	50	0	0
	消防活動訓練	82	80	▲2	80	▲2	0	80	▲2	0
	救助訓練	45	48	3	48	3	0	48	3	0
	機器取扱訓練	55	50	▲5	50	▲5	0	50	▲5	0
	消防活動応用訓練	85	93	8	93	8	0	93	8	0
	体育	55	54	▲1	54	▲1	0	54	▲1	0
	<b>計</b>	<b>372</b>	<b>375</b>	<b>3</b>	<b>375</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>375</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
その他	実務研修	35	35	0	21	▲14	▲14	21	▲14	0
	選択研修	40	47	7	47	7	0	47	7	0
	行事その他	50	47	▲3	63	13	16	60	10	▲3
	<b>計</b>	<b>125</b>	<b>129</b>	<b>4</b>	<b>131</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>128</b>	<b>3</b>	<b>▲3</b>
<b>総時間数</b>		<b>800</b>	<b>809</b>	<b>9</b>	<b>816</b>	<b>16</b>	<b>7</b>	<b>816</b>	<b>16</b>	<b>0</b>

※1時間は、単位時間50分として換算

※上記のほか、非常呼集訓練を課外で各年3回実施

## 時間割

項 目	時 間
自習	8 : 30 ~ 9 : 10
1時限目	9 : 10 ~ 10 : 00
2時限目	10 : 10 ~ 11 : 00
3時限目	11 : 10 ~ 12 : 00
4時限目	13 : 00 ~ 13 : 50
5時限目	14 : 00 ~ 14 : 50
6時限目	15 : 00 ~ 15 : 50
7時限目	16 : 00 ~ 16 : 50
自習	16 : 50 ~

## イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、学生・教官とも、現在のカリキュラム（時間数を含む。）についての意見はない。

ただし、資料3のとおり、学生から「課外授業が多い。」、教官からは「並行教育により、安全面や訓練が手薄になった。」、「課外や並行教育により、指導するための知識を得るための時間が足りない。」、「1クラス40名を超えると、目が行き届かない。」という意見が出されている。

また、平成30年度から、理化学について外部講師が不在となったため、「理化学については専門的な外部講師に依頼すべき。」という意見が出されている。

以上を踏まえつつ、初任学生に対して、十分に資質の向上や知識・技術の習得を行わせるためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 十分な安全管理を施し、充実した訓練を行わせるための教官数の確保（外部講師を含む。）
- ② 上記教官が確保できない場合の初任教育時期における専科教育の組み入れ方（当該年度に行う専科教育の種別）
- ③ 本校教官が不得手な科目への外部講師の確保
- ④ 教育訓練で不足している学生への指導方法等（課外の教育を含む。）
- ⑤ 教育日数又は授業時間（指導するための知識を得るための時間の確保）

## (2) 専科教育

### ア 現状

専科教育については、上述したとおり、7月に各消防本部に対して、次年度の初任教育入校生と救急科の入校生の見込みを照会、その見込み数を踏まえ、更に、各消防本部や消防団からの要請等意見を踏まえ、その優先度を勘案し、救急科を除く各専門教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期、各消防団における各専科教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期について決定してきた。

しかしながら、計画に基づく定数に達した科はなかった。

### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、時間数増及び実技増を希望している科の種別は、警防科、特殊災害科及び危険物科となっている。

また、予防査察科においては、専門的な内容が多いため、専門家の派遣を希望し、救急科では、課外の多さ、担当教官の負担増（事務的なものも含む。）、救助科では資機材の不足が意見として出されている。（資料4から資料9参照）

以上を踏まえつつ、専科教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 十分な安全管理を施し、充実した訓練を行わせるための教官数（外部講師を含む。）及び必要な資機材の確保

- ② 本校教官が不得手な科目への外部講師の確保
- ③ 教育日数又は授業時間（指導するための知識を得るための時間の確保）

### (3) 幹部教育

#### ア 現状

幹部教育については、専科教育同様、7月に各消防本部に対して、次年度の初任教育入校生と救急科の入校生の見込みを照会、その見込み数を踏まえ、更に、各消防本部や消防団からの要望を踏まえ、その優先度を勘案し、救急科を除く各専門教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期、各消防団における各専科教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期について決定してきた。

しかしながら、計画に基づく定数に達した科はなかった。

#### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、初級幹部科、中級幹部科とも、時間数増及び実技増を希望している。

また、初級幹部科においては、接遇講習やクレーム対応、中級幹部科においては、ハラスメント対策等、それぞれの階層において習得したい知識に関する講義を希望している。（資料10から資料11参照）

以上を踏まえつつ、幹部教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 教育日数又は授業時間
- ② 幹部に求められる事項の講義内容の追加

### (4) 特別教育

#### ア 現状

特別教育については、専科教育、幹部教育同様、7月に各消防本部に対して、次年度の初任教育入校生と救急科の入校生の見込みを照会、その見込み数を踏まえ、更に、各消防本部や消防団からの要望を踏まえ、その優先度を勘案し、救急科を除く各専門教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期、各消防団における各専科教育の科や幹部教育の科、特別教育の科の実施種別とその時期について決定してきた。

しかしながら、計画に基づく定数に達した科はなかった。

#### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、はしご車運用科、救急救命士養成補助教育、指揮隊長科、機関科、救急救命士処置拡大講習（静脈路確保等）について時間数増及び実技増を希望している。

また、ほとんどの科で資機材の不足という意見が出されている。

さらに、機関科では消防車の運転操作等に係る教官のスキルアップの必要性について言及している。（資料12から資料20参照）

以上を踏まえつつ、特別教育について、より充実したものとするため

には、次の点について検討をする必要がある。

- ① 教育日数又は授業時間
- ② 必要な資機材の確保
- ③ 機関科における教育の実施時期

## 2 消防団員に対する教育

### (1) 基礎教育

#### ア 現状

基礎教育については、平成29年度より新たに実施した。

平成29年度は初年度ということもあり、1回100人の計画であったが、実際は2回の実施で28人に止まった。

平成30年度は、1回100人の計画であったが、実際は3回の実施で86人受講した。

令和元年度は、3回300人の計画であったが、実際は2回96人が受講した。

#### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、入校者数は計画に比べ少ないものの、学生には好評であり、教官からも継続して実施すべきという意見が出されている。（資料21参照）

以上を踏まえつつ、基礎教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 参加促進のための周知の方法

### (2) 専科教育

#### ア 現状

専科教育については、警防科と機関科の2科を実施している。

機関科については、平成30年度も計画していたが、入校者が少ないため、実施しないこととした。

平成29年度においても、計画人数50名に対して入校者は9名（18%）に止まっている。

#### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、警防科、機関科とも実技の時間増が出されている。（資料22～資料23参照）

以上を踏まえつつ、専科教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 参加促進のための周知の方法
- ② 教育日数又は授業時間（1泊2日を増やすか又は分けて実施するか。）

### (3) 幹部教育

#### ア 現状

幹部教育については、初級幹部科、指揮幹部科（現場指揮課程）、指揮幹部科（分団指揮課程）、上級幹部科の4科を実施している。



初級幹部科においては、各年度計画入校者数に対して、6割以上入校、指揮幹部科（分団指揮課程）においては、各年度計画入校者に対して、それを上回る入校者がいる一方で、指揮幹部科（現場指揮課程）は、平成29年度、平成30年度は5割を切っている。

特に、上級幹部科においては、計画の入校者数30人に対して7人の入校に止まった。

#### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、初級幹部科、指揮幹部科（現場指揮課程）、指揮幹部科（分団指揮課程）とも実技等の時間増が出されている。

また、指揮幹部科（現場指揮課程）では、バイクやドローンの操縦訓練の必要性も意見として出されている。（資料24～資料27参照）

以上を踏まえつつ、幹部教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 参加促進のための周知の方法
- ② 教育日数又は授業時間（1泊2日を増やすか又は分けて実施するか。）
- ③ バイクやドローンの操縦訓練を組み入れるかどうか。

#### (4) 特別教育

##### ア 現状

特別教育については、訓練礼式指導員科、ポンプ操法指導員科、ラッパ吹奏科、女性消防団員科の4科を実施している。

平成29年度のポンプ操法指導員科が計画入校者数を上回った外は、いずれも計画入校者数を下回った。

##### イ 課題

学生アンケート及び教官所感（意見を含む。）から見ると、訓練礼式指導員科、ポンプ操法指導員科については、実技等の時間増が出されている。（資料28～資料31参照）

以上を踏まえつつ、特別教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 参加促進のための周知の方法
- ② 教育日数又は授業時間（1泊2日を増やすか又は分けて実施するか。）

#### (5) 校外教育

##### ア 現状

校外教育については、平成28年度は7カ所で、平成29年度からは6カ所で実施している。

##### イ 課題

教官所感（意見を含む。）から見ると、校外教育は有効であると感じて

いるが、より効果的に教育するため、基礎教育との整合性を考慮しつつカリキュラムの構成について検討する必要があるという意見が出されている。

(資料3 2 参照)

以上を踏まえつつ、校外教育について、より充実したものとするためには、次の点について検討をする必要がある。

- ① 参加促進のための周知の方法
- ② カリキュラムの構成等

### 3 消防職員、消防団員以外に対する教育

#### (1) 一般教育

##### ア 現状

一般教育については、自衛消防隊員教育、少年消防クラブ員教育の2つを実施している。

自衛消防隊員教育は、平成29年度は計画入校者数に対して、実際の入校者数は5割を切ったが、その他の年度は5割を超えている。

少年消防クラブ員教育については、いずれの年度も計画入校者数を大幅に超えている。

##### イ 課題

教官所感（意見を含む。）から見ると、当該教育は必要であると認識している。

ただし、自衛消防隊員教育については開催時期、少年消防クラブ員教育については、その対象が子供であることを認識すべきという意見が出されている。(資料3 3～資料3 4 参照)

- ① 自衛消防隊員教育の開催時期と実施回数

教育訓練計画と実績

資料1

教育種別(課程)	平成28年度								平成29年度								平成30年度							
	計画(a)		実績(b)		計画と実績の差(b)-(a)		計画に対する入校者実績増減率(%)	計画(a)		実績(b)		計画と実績の差(b)-(a)		計画に対する入校者実績増減率(%)	計画(a)		実績(b)		計画と実績の差(b)-(a)		計画に対する入校者実績増減率(%)			
	回数	募集人員	回数	入校者数	回数	入校者数		回数	募集人員	回数	入校者数	回数	募集人員		回数	入校者数	回数	募集人員	回数	入校者数		回数	入校者数	
初任教育	1	80	1	82	0	2	2.50	1	80	1	75	0	▲5	▲6.25	1	80	1	77	0	▲3	▲3.75			
専科教育	警防科	1	30	1	23	0	▲7	▲23.33				0	0		1	30	1	24	0	▲6	▲20.00			
	特殊災害科				0	0			1	30	1	20	0	▲10	▲33.33				0	0				
	予防査察科	1	30	1	22	0	▲8	▲26.67				0	0		1	30	1	26	0	▲4	▲13.33			
	危険物科				0	0			1	30	1	22	0	▲8	▲26.67				0	0				
	火災調査科	1	40	1	24	0	▲16	▲40.00	1	40	1	24	0	▲16	▲40.00	1	40	1	26	0	▲14	▲35.00		
	救急科	2	140	2	102	0	▲38	▲27.14	2	140	2	105	0	▲35	▲25.00	2	140	1	72	▲1	▲68	▲48.57		
	救助科	1	30	1	23	0	▲7	▲23.33	1	30	1	27	0	▲3	▲10.00	1	30	1	27	0	▲3	▲10.00		
幹部教育	初級幹部科	1	40	1	21	0	▲19	▲47.50	1	40	1	21	0	▲19	▲47.50	1	24	1	22	0	▲2	▲8.33		
	中級幹部科				0	0			1	40	1	24	0	▲16	▲40.00	1	24	1	22	0	▲2	▲8.33		
	上級幹部科				0	0						0	0						0	0				
特別教育	山岳救助科 ※1	統合廃止				統合廃止				統合廃止														
	水難救助科				0	0						0	0		1	20	1	10	0	▲10	▲50.00			
	はしご車運用科				0	0			1	40	1	22	0	▲18	▲45.00	1	40	1	19	0	▲21	▲52.50		
	ポンプ操法指導員科				0	0			1	30	1	28	0	▲2	▲6.67	1	30	1	28	0	▲2	▲6.67		
	林野火災対策科 ※2	統合廃止				統合廃止				統合廃止														
	救急救命士養成補助教育科	1	30	1	28	0	▲2	▲6.67	1	30	1	29	0	▲1	▲3.33	1	30	1	26	0	▲4	▲13.33		
	消防弱者対応科	廃止				廃止				廃止														
	指揮隊長科	1	40	1	31	0	▲9	▲22.50	1	40	1	28	0	▲12	▲30.00	1	40	1	27	0	▲13	▲32.50		
	放射線基礎研修	3	150	2	90	▲1	▲60	▲40.00	3	120	3	90	0	▲30	▲25.00	3	120	3	89	0	▲31	▲25.83		
	機関科 ※新設				0	0			1	30	1	27	0	▲3	▲10.00	1	30	1	29	0	▲1	▲3.33		
	救急救命士処置法大講習(幹部指導員等) ※新設	2	48	2	47	0	▲1	▲2.08	2	48	2	48	0	0	0.00	2	48	4	90	2	42	87.50		
救急救命士処置法大講習(ビデオ視聴) ※新設	2	48	2	47	0	▲1	▲2.08	2	48	2	48	0	0	0.00	2	48	4	94	2	46	95.83			
基礎教育 ※3				0	0			1	100	2	28	1	▲72	▲72.00	1	100	3	86	2	▲14	▲14.00			
専科教育	警防科				0	0			1	50	1	9	0	▲41	▲82.00				0	0				
	機関科				0	0			1	50	1	9	0	▲41	▲82.00	1	50	1	0	0	▲50	▲100.00		
幹部教育	初級幹部科	2	120	2	90	0	▲30	▲25.00	2	120	2	79	0	▲41	▲34.17	2	120	2	72	0	▲48	▲40.00		
	指揮幹部科(現場指揮課程)	2	80	2	46	0	▲34	▲42.50	2	80	1	24	▲1	▲56	▲70.00	2	80	2	30	0	▲50	▲62.50		
	指揮幹部科(分団指揮課程)	2	80	2	98	0	18	22.50	2	80	2	83	0	3	3.75	2	80	2	104	0	24	30.00		
	上級幹部科				0	0						0	0			1	30	1	7	0	▲23	▲76.67		
特別教育	訓練礼式指導員科	1	40	1	23	0	▲17	▲42.50	1	40	1	20	0	▲20	▲50.00	1	40	1	25	0	▲15	▲37.50		
	ポンプ操法指導員科				0	0			1	40	1	64	0	24	60.00	1	60	1	20	0	▲40	▲66.67		
	ラッパ吹奏科	1	80	1	59	0	▲1	▲1.67	1	80	1	25	0	▲35	▲58.33	1	80	1	36	0	▲24	▲40.00		
女性消防団員科				0	0			1	20	1	11	0	▲9	▲45.00				0	0					
校外教育 ※4	7	700	7	648	0	▲52	▲7.43	7	800	6	720	▲1	120	20.00	7	600	6	451	▲1	▲149	▲24.83			
一般教育	自衛消防隊員教育	3	120	3	99	0	▲21	▲17.50	3	120	3	50	0	▲70	▲58.33	3	120	3	66	0	▲54	▲45.00		
	女性防火クラブ員教育(随時)				0	0						0	0						0	0				
	県及び市町村消防防災担当者教育	廃止				廃止				廃止														
	少年消防クラブ員教育	1	40	1	52	0	12	30.00	1	40	1	87	0	47	117.50	1	40	1	71	0	31	77.50		
	地域防災リーダー教育				0	0						0	0						0	0				
知事の承認を得て臨時に校長が定める教育				0	0						0	0						0	0					
実施教育課程合計	30	1,946	35	1,655	▲1	▲291	▲14.95	45	2,218	44	1,847	▲1	▲369	▲16.65	45	2,184	49	1,678	4	▲508	▲23.26			

- ※1 山岳救助科は救助科に統合する。
- ※2 林野火災対策科は特殊災害科に統合する。
- ※3 消防本部との協力体制での実施を検討する。
- ※4 校外教育ローテーションによる。

教育スケジュール(平成28年度)

資料2

教育名	期間	期間	入校者	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
初任教育	4.6~9.3	178	82	■																													
専科教育	警防科	11.9~11.21	14	23	■																												
	予防査察科	12.5~12.26	12	22	■																												
	火災調査科	2.13~2.24	12	24	■																												
	救急科	第23期	10.25~12.21	58	55	■																											
		第24期	1.5~3.1	56	47	■																											
	救助科	10.3~11.8	37	23	■																												
	初級幹部科	6.13~6.24	12	21	■																												
	救急救命士養成補助教育科	10.3~10.7	5	28	■																												
	指揮隊長科	11.28~12.2	5	31	■																												
	特別教育	放射線基礎教育				■																											
第10期		7.4	1	44	■																												
第11期		7.5	1	45	■																												
救急救命士措置拡大講習(静脈路確保等)					■																												
第1期		7.11~7.15	5	24	■																												
第2期		7.25~7.29	5	23	■																												
幹部教育	救急救命士措置拡大講習(ビデオ喉頭鏡)				■																												
	第1期	7.19~7.20	2	24	■																												
	第2期	8.1~8.2	2	23	■																												
	初級幹部科				■																												
幹部教育	第85期	1.21~1.22	2	43	■																												
	第86期	1.28~1.29	2	47	■																												
	指揮幹部科分団指揮課程				■																												
	第7期	2.25~2.26	2	56	■																												
	第8期	3.4~3.5	2	42	■																												
	指揮幹部科現場指揮課程				■																												
特別教育	第2期	12.17~12.18	2	24	■																												
	第3期	1.14~1.15	2	22	■																												
訓練礼式指導科	10.15~10.16	2	23	■																													
ラッパ吹奏科	1.14~1.15	2	59	■																													
校外教育	6~9月	1	648	■																													
一般の教育	自衛消防隊員教育				■																												
	第67期	3.9~3.10	2	44	■																												
	第68期	3.13~3.14	2	31	■																												
		3.16~3.17	2	24	■																												
少年クラブ員教育	8.3	1	52	■																													

- 最も入校者数が多い日:8月3日(初任教育、救命士措置拡大講習(ビデオ喉頭鏡)、少年クラブ員教育)で157名
- 連続して2日以上にわたって実施した時の最も入校者数が多い日:7月11日~7月15日(初任教育、救急救命士措置拡大講習(静脈路確保等)、7月19日~7月20日(初任教育、救急救命士措置拡大講習(ビデオ喉頭鏡))で106名
- 最も科目が多い日:8月3日(初任教育、救命士措置拡大講習(ビデオ喉頭鏡)、少年クラブ員教育)で3科目重複



教育スケジュール(平成30年度)

教育名	期間	期間	入校者	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
初任教育	4.11~9.28	171	77	■																											
警防科	1.21~2.1	12	24	■																											
予防査察科	12.10~12.21	12	26	■																											
火災調査科	2.5~2.21	17	26	■																											
救急科	1.9~3.8	59	72	■																											
救助科	10.9~11.9	32	27	■																											
初級幹部科	6.4~6.15	12	22	■																											
中級幹部科	8.7~8.15	9	22	■																											
水難救助科	7.10~7.20	11	10	■																											
はしご車運用科	11.20~11.22	3	19	■																											
ポンプ操法指導員科	5.9~5.17	9	28	■																											
救急救命士養成補助教育科	11.28~11.30	5	26	■																											
指揮隊長科	12.3~12.7	5	27	■																											
放射線基礎教育				■																											
第15期	7.18	1	32	■																											
第16期	7.19	1	30	■																											
第17期	7.20	1	27	■																											
機関科	4.23~4.27	5	29	■																											
第5期	7.2~7.6	5	24	■																											
第6期	7.23~7.27	5	23	■																											
第7期	10.15~10.19	5	22	■																											
第8期	10.29~11.2	5	21	■																											
第5期	7.9	1	24	■																											
第6期	7.30	1	24	■																											
第7期	10.22	1	23	■																											
第8期	11.5	1	23	■																											
基礎教育				■																											
第3期	6.3	1	22	■																											
第4期	6.17	1	62	■																											
第5期	6.24	1	36	■																											
初級幹部科				■																											
第89期	10.13~10.14	2	40	■																											
第90期	10.20~10.21	2	32	■																											
指揮幹部科分団指揮課程				■																											
第5期	11.10~11.11	2	16	■																											
第6期	11.24~11.25	2	14	■																											
指揮幹部科現場指揮課程				■																											
第11期	12.1~12.2	2	56	■																											
第12期	12.8~12.9	2	48	■																											
上級幹部科	11.10~11.11	2	7	■																											
訓練礼式指導科	10.6~10.7	2	25	■																											
ポンプ操法指導員科	3.9~3.10	2	20	■																											
ラッパ吹奏科	12.15~12.16	2	36	■																											
校外教育	6月~9月	1	451	■																											
自衛消防隊員教育				■																											
第73期	3.11~3.12	2	29	■																											
第74期	3.14~3.15	2	16	■																											
第75期	3.18~3.19	2	21	■																											
少年クラブ員教育	8.2	1	71	■																											

- 最も入校者数が多い日:8月2日(初任教育、少年クラブ員教育)で148名
- 連続して2日以上にわたって実施した時の最も入校者数が多い日:5月9日~5月17日(初任教育、ポンプ操法指導員科)で105名
- 最も科目多い日:7月18日~7月20日(初任教育、水難訓練、放射線基礎教育)で3科目重複

資料3 初任教育

年度	学 生	教 官
H28	○ 学校に対する要望等については特になし。	○ 昨年度まで実科訓練9名体制での対応から8名となり安全管理の面で手薄になる部分があった。 ○ 処置拡大講習が始まり、初任の授業計画の救急の部分について配分に苦慮した。
H29	○ 学校生活については、団体生活が初めての学生が多く、入校当初は不安の連続であったが時間の経過とともに解消されたという意見が大多数。	○ 個人面談実施により、学生の状況が把握しやすかった。 ○ 座学の対象は40名程度が望ましい。目が行き届かない。 ○ 訓練関係については、1クラスで実施し2班編成(担当制)とすることが望ましい。 ○ 並行教育により、安全管理面が手薄になることが多くあった。改善が必要。 ○ 指導内容(教本の改訂等による内容の変更を含む)が変更されても、課外や並行教育の準備のため、指導するための知識として蓄積する時間がない。
H30	○ 課外の行事が多い。 ○ 面談等定期的に相談できたことにより、不安が解消された。 ○ 寮内の環境等について、「過ごしやすい」という意見がある一方で、「布団のカビ、カーテンの汚れなど改善して欲しい。」という意見もあった。	○ クラス分けについて、一体感に欠ける。(1クラスの2班編成という考え方ができないかも) ○ 同時並行の教育が錯綜し、特に水難救助科の際、警防担当教官が専属で張り付いたので初任の訓練が手薄になった。 ○ 訓練時、1~2名事務ができる体制を作れないか。他の教育の準備等事務が滞らないようにする必要がある。 ○ 理化学の件について、専門的な外部講師にお願いすべき。

資料4 消防職員 専科教育(警防科)

年度	学 生	教 官
H28	○ 実技訓練を増やして欲しい。(多数) ○ 入校期間が短い。	○ 分野が広く、訓練等を含め全体的な時間数の見直しが必要と思われる。
H30	○ 実日数が足りない。(多数) ○ 開催時期については10~11月に早めて欲しい。 ○ 現場指揮訓練・消火戦術訓練を多くして欲しい。	○ 教育指針、到達目標等明確にしカリキュラムを立てる必要がある。 ○ 外部講師(消防本部職員)の協力が必要不可欠である。

資料5 消防職員 専科教育（特殊災害科）

年度	学 生	教 官
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実技訓練を増やして欲しい。(多数)</li> <li>○ 除染の実技の実施を要望する。</li> <li>○ 双葉管内に出向しての放射線関係訓練を行いたい。</li> <li>○ 現場指揮訓練を多くして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校保有のドローンの活用法について検討が必要である。</li> <li>○ 消防本部を含む関係機関への協力が不可欠である。</li> </ul>

資料6 消防職員 専科教育（予防査察科）

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常にためになった。(多数)</li> <li>○ 実際の立ち入り検査等に同行（回数を多く）できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体を通して、良かった。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的なことを復習できて良かった。</li> <li>○ 消防保安課による授業については、もっと時間をとって詳しくやってもらいたかった。</li> <li>○ 現場視察（日本ドライケミカル）は良かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的なことが多いことから、外部講師の多投することにより対応すべきと考える。</li> <li>○ 実際の査察実習を行うことで経験と積むことができることから、外部機関等の協力を要請する必要がある。</li> <li>○ 好評だった日本ドライケミカル工場視察は継続の方向で進めるべきだと考える。</li> </ul>

資料7 消防職員 専科教育（危険物科）

年度	学 生	教 官
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体的な時間数が足りない。(多数)</li> <li>○ 危険物保安技術協会の講義が聞きたい。</li> <li>○ 危険物施設の見学は良かった。(多数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物規制事務の強化により、現行の時間数では詳細についての講義が足りないことに加え、危険物施設の見学を導入したことによりさらに時間が足りなくなった。時間数の増が必要である。</li> </ul>

資料8 消防職員 専科教育（救急科）

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課外の時間にやるが多すぎ、体を休めることができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬期間の開催はインフルエンザ等蔓延しやすい時期となることから、予防対策等が必要である。</li> <li>○ 表彰関係の見直し検討が必要である。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課外時間を利用してまで資格取得の必要性があるのか。</li> <li>○ 1日座学ではなく実技も併用して</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場経験のない初任修了後の学生が多いことから、カリキュラムの内容を検討する必要性がある。(卒業から5年未満の</li> </ul>



	欲しい。 ○ 資格を取得するにあたり、覚えることが多すぎて大変だった。	入校者が90%以上)
H30	○ 医師免許取得から年数が浅い医師が講師として来るケースが多く、講義内容が分かりづらい。	○ 入校人員 Max 64を超えて、1期開催としたことにより、講師の依頼人数及び、病院実習の依頼方法等すべてにおいて前回までの方法を変更せざるを得ない状況となり、事務的な負担も大きくなった。 ○ 授業関係についても同じ。担当教官の授業は負担が大きいので、部分講師等の導入も検討すべき。 ○ 使用資機材の不具合もあり、今後定期的なメンテ及び機器の更新が急務である。

資料9 消防職員 専科教育（救助科）

年度	学 生	教 官
H28	○ ロープレスキューを実施して欲しい。	○ 初任教育が終わって、直ぐに入校し、授業を始めるスケジュールとなっているため、準備等に苦慮する。
H29	○ AFT を使用した、火災想定訓練を多くして欲しい。 ○ USAR（都市型検索救助）を取り入れて欲しい。	○ ブリーチング・ショアリングについても学びたいという学生が多数いるが、現有資器材ではできない状況である。
H30	○ 都市型ロープレスキューの導入指導をして欲しい。 ○ 山岳救助訓練はためになった。 ○ 資器材関係の座学を入れて欲しい。	○ JR への出向訓練時にエンジンカッター等で切断する訓練をしてみてもどうかと先方からの意見をもらったので、次年度は実施の方向で考えてみてはどうか。 ○ 都市型ロープレスキューについて学校での指導を検討すべきと考える。

資料10 消防職員 幹部教育（初級幹部科）

年度	学 生	教 官
H28	○ 時間が足りない。（現場指揮・安全管理・訓練礼式等） ○ 課外の時間にやるが多すぎるのでは	○ 全体的な見直しが必要である。
H29	○ 現場指揮訓練の時間数が足りない。	○ 訓練内容の見直しが必要。特に現場指

	○ 現場指揮については、経験が少ないことから多くの想定が出来ればよい。	揮については、根本的に時間数が不足している。事例研究や講話の時間を削って実施するか、日数を増やすなどの対策が必要であると考ええる。
H30	○ 現場指揮訓練の時間数が足りない。 ○ 訓練等の企画、指導方法等について学びたい。 ○ 接遇講習、クレーム対応等についても専門家の話を聞いてみたい。	○ 事例研究の時間が多い割に、PC等の設備が少なく、時間的なロスが大きいことから、事例研究の時間数を減らして訓練等に充てるか、PCの対応を充実させ、プレゼンまで全員が習得できる内容に検討し直すべきであると考ええる。

資料1-1 消防職員 幹部教育（中級幹部科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 訓練時間が足りない。 ○ 全体の時間が49時間（7日間）しかないので、日数の延長を希望する。 (多数)	○ 日数の見直し等、具体的な対応が必要である。 ○ 学生からの要望にもあるように、訓練時間数が絶対的に足りない。
H30	○ 通信指令業務に対する講義を取り入れて欲しい。 ○ 現場指揮訓練全体の時間数を増やして欲しい。(多数) ○ ハラスメント対策関係の講義が聞きたい。	○ 現場経験の不足している若手幹部であるが故に、現場に近い指揮訓練を要望する声が多かった。時代に即した内容に改めるべきと考ええる。 ○ 裁判所の傍聴についても、案件の多い郡山地方裁判所視察も視野に入れるべきだと考える。

資料1-2 消防職員 特別教育（水難救助科）

年度	学 生	教 官
H30	○ 開催時期、期間については適正である。 ○ 座学、実技ともに大変ためになった。特に夜間の潜水訓練は貴重な体験だった。(多数) ○ 実水域での訓練も入れて欲しい。	○ 前回の実施から10年以上が経過しており、すべての面において手探りの状態で進めたが、初任教育との並行教育で大きな負担となった。 ○ 資器材の不足（ボンベ）により、訓練時間外にも補充（充填作業）等に追われた。

資料 1 3 消防職員 特別教育（はしご車運用科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 実際の操作を多くできるようにして欲しい。	○ 時間数の割に学生数が多いので、同じことをやらせるにも時間が必要である。 ○ はしご車の台数を増やすか、学生数を制限する必要がある。
H30	○ 訓練時間数を増やして欲しい。 ○ はしご車の増車運用による実技の反復的な訓練をお願いしたい。	○ 学生のアンケートから、圧倒的に時間数が少なく、反復的な訓練ができないことから、十分な訓練ができる環境を整える必要性を感じた。

資料 1 4 消防職員 特別教育（ポンプ操法指導員科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 実施日数が 7 日となり充実した内容で多くを習得できた。(多数) ○ 審査についての詳細を知りたい。 ○ 実施時期を早めてもらいたい。(11月)	○ ポンプ車の台数に比べ、小型の台数が少ないため、増設が必要である。 ○ アンケート結果から開催時期の検討が必要である。
H30	○ 実施時期、期間については適正であった。(多数) ○ 実技を多くできたことが大変良かった。 ○ 審査について、教官の実演等、もっと多くの時間が欲しい。	○ 昨年度からの懸案事項であった開催時期について、5月としたことにより気候的にも充実した訓練が行えたので、今後も同時期がよいと思われる。

資料 1 5 消防職員 特別教育（救急救命士養成補助教育科）

年度	学 生	教 官
H28	○ 手技の時間数の増加を検討して欲しい。	○ 期間については適正と思われる。 ○ 初任教育が終わってすぐに入校となっているため、準備等に苦慮した。
H29	○ 東京研修所の直近修了者による講話が良かった (多数)	○ 時期・期間ともに適正と思われる。 ○ 使用資機材の導入（胸骨圧迫評価）について、導入の必要があると考える。
H30	○ 実技（手技）に対する詳細な説明があるとわかりやすい。 ○ 実技の時間数をもっと増やして欲しい。	○ 実施期間については適正と思われるが、時期については10月中が理想ではないかと考える。 ○ 資器材（消耗品等）については、持参するよう働きかけているが、医療関係の資器材であることから、経費徴収により

		学校として準備すべきではないのかと考える。
--	--	-----------------------

資料 1 6 消防職員 特別教育（指揮隊長科）

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修日数を増やして欲しい。</li> <li>○ 危険物災害や NBC 災害の現場指揮訓練を実施して欲しい。</li> <li>○ 指揮板作成要領も時間を増やして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練の時間が足りない。日数の増、内容の見直しも視野に入れるべきだと考える。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修日数を増やして欲しい。</li> <li>○ いろいろな災害の現場指揮訓練を実施して欲しい。</li> <li>○ 報道対応についての講義をして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練想定の変異を増やす必要性があった。同じことを繰り返す内容では学生のモチベーションが低下する。</li> <li>○ アンケートにあるように、訓練の時間が足りない。日数の増を検討すべきであるとする。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修日数を増やす。</li> <li>○ 現場指揮訓練に多くの時間を使って欲しい。</li> <li>○ 無線運用を含む図上訓練がためになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各本部において指揮隊の運用が徐々に開始されてきていることから、講師について今後ローテーションで、割り振ることも必要ではないか。</li> <li>○ MCLS の本コースで、修了証を貰えるようにとの意見もあったが、制約が多く、また費用もかかることから、現行のままでの受講が望ましいとする。</li> </ul>

資料 1 7 消防職員 特別教育（放射線基礎研修）

年度	学 生	教 官
H28	○ 1 日講習の時間的猶予がないことからアンケートは未実施	○ 今後のカリキュラム等についての参考とするため、アンケート実施が必要ではないかと思う。
H29	○ 1 日講習の時間的猶予がないことからアンケートは未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後のカリキュラム等についての参考とするため、アンケート実施が必要ではないか。</li> <li>○ 双葉本部の全面的協力に感謝する。</li> </ul>
H30	○ 1 日講習の時間的猶予がないことからアンケートは未実施	○ 原子力規制庁の講義からすべて双葉消防本部への依頼に変更したが、昨年までの内容と一部変更があったため、事前の打ち合わせが必要と思われる。

資料18 消防職員 特別教育（機関科）

年度	学 生	教 官
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ運用の時間があってもよかったのではないかと。</li> <li>○ ポンプ車以外を使つての運転操作も体験したかった。</li> <li>○ 時間数が足りないと感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初の開講で、資器材の不足、学校内におけるコース取りを含め、準備不足を痛感した。</li> <li>○ 教える側の教官のスキル・レベルアップが必要不可欠であると感じた。</li> <li>○ 参加した学生のレベルを周知すべきであると感じた。（実際に運転につく者かそれを指導する側か）</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JAFの講義、実技指導は大変良かった。</li> <li>○ ポンプ運用（自然水利からの揚水訓練）が体験できてよかった。</li> <li>○ 操縦訓練、応用訓練の時間が短かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初任との並行教育は、教官の分散につながるため実施時期の検討が必要である。</li> <li>○ 前回実施した福島市消防本信夫分署での訓練ができなかったことから、揚水関係の訓練を導入したことは大変好評であった。</li> </ul>

資料19 消防職員 特別教育（救急救命士措置拡大講習（静脈路確保等）

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の資料配布をもっと早くして欲しい。</li> <li>○ スケジュールがタイトすぎる。</li> <li>○ 日数を増やして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度から学校教育として実施することとしたが、アンケートにもあるように早めの対応が必要であると考えます。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の資料配布、カリキュラムや授業内容等については、良かった。（約8割）</li> <li>○ 資器材の不足、特に消耗品については訓練に支障が出ないようにして欲しい。</li> <li>○ 内容が多いので、反復できる時間を確保するため日数を増やして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次年度から各4回実施となるので、MCとの協議（指導医・実施時期等）が必要である。</li> <li>○ 指導方法等については、統一性を図るため事前の協議が必要である。</li> <li>○ 資器材については、備品関係は消防本部への一部協力要請での対応、消耗品については次年度以降学校として対応して欲しい。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カリキュラム等については良かったが、事前に配布しておいてもよいのでは。</li> <li>○ 教室、寮の空調関係が適正でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導方法等については、重点目標等を統一し、事前会議等を行ったことから、充実した教育を進めることができた。</li> <li>○ 資器材等については、今後も継続して更新整備を進める必要がある。</li> </ul>

資料 2 0 消防職員 特別教育（救急救命士措置拡大講習（ビデオ喉頭鏡））

年度	学 生	教 官
H28	○ 2日は入らない。集約して1日でのよいのではないか。	○ 学生アンケートに同じ
H29	○ 2日入らない。集約して1日でのよいのではないか。	○ 学生アンケートに同じ
H30	○ 習得した資格を今後も生かしていきたい。	○ 指導方法等については、重点目標等を統一し、事前会議等を行ったことから、充実した教育を進めることができた。 ○ 資器材等については、今後も継続して更新整備を進める必要がある。

資料 2 1 消防団員 基礎教育

年度	学 生	教 官
H29	○ 非常にためになった。(多数)	○ 各市町村等から、申込み方法、受講及び修了要件等に関する問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。 ○ 所轄消防本部にお願いする基礎教育Ⅱの部分の実施時期や実施方法に曖昧な点が多く、問い合わせが殺到し対応に苦慮した。 ○ 初年度ということもあり、予定していた入校人員よりもはるかに少ない状況となった。
H30	○ どの授業も大変勉強になったとの感想が多く聞かれた。	○ 基本的な部分の重要性を改めて認識できた。今後も継続していくべき。

資料 2 2 消防団員 専科教育（警防科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 実技の時間を増やして欲しい。(多数) ○ 他の市町村の現状等を聞いて参考になった。	○ 警防科に対する認識が薄く、9名の入校者となった。 ○ カリキュラムの内容と1泊2日の時間数に無理があると思われる。

資料 2 3 消防団員 専科教育（機関科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 実技の時間を増やして欲しい。(多数) ○ 他の市町村の現状等を聞いて参考になった。	○ 機関科に対する認識が薄く、9名の入校者となった。 ○ カリキュラムの内容と1泊2日の時間数に無理があると思われる。

資料 2 4 消防団員 幹部教育（初級幹部科）

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイクやドローンの操縦訓練を実施して欲しい。</li> <li>○ ポンプを使用した消火訓練や、実技訓練を多くして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各市町村を通して、研修の目的や到達目標等を明確に消防団員に周知してもらう必要がある。</li> <li>○ やることが多いので訓練時間の不足も否めない。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指揮者としての自覚と安全管理等についての意識が高まったという意見が多かった。</li> <li>○ 消火活動訓練や訓練礼式の指揮等訓練時間を多くして欲しいという要望も多くあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部団員としての責任の表れからか入校者は 比較的多いと感じる。</li> <li>○ 幹部としての意識改革が図られたことは所期の目的は達成できたものの、アンケートにあるように訓練時間の不足も否めない状態である。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指揮者としての自覚と安全管理等についての意識と責任の大きさを実感した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部団員としての責任の表れからか入校者は 比較的多いと感じる。</li> </ul>

資料 2 5 消防団員 幹部教育（指揮幹部科（現場指揮課程））

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間が短すぎて覚えきれなかった。</li> <li>○ 事前にアンケート等をして必要な部分に特化して講義してはどうか。</li> <li>○ 大雪のため、予定していた訓練が実施できなかった。実施時期を変更すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実技が多いため、教官の配置（安全管理）を強化した方がよい。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての訓練においてためになった。(多数)</li> <li>○ 使用したことのない資器材の使用方法等について実際に使うことができてよかった。(多数)</li> <li>○ もっと詳しく知りたい。2日間では短すぎるといった意見も複数あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画では2期開催予定であったが、希望数が少なかったため、1期に集約した。訓練の重要性等広く県民に周知し、次年度以降は多くの消防団員に受講していただきたい。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場での経験が少ないため、火災対応訓練を実施して欲しい。</li> <li>○ こんなに有意義な講習と知っていれば、もっと早くに来るべきだった。</li> <li>○ よその消防団に話が聞けたのがよかった。</li> <li>○ 実技訓練の時間が足りない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画のとおり2回実施したが、希望数が少なく、1期分の受講者となった。訓練内容を広く県民に周知し、多くの消防団員が受講できる工夫が必要である。</li> </ul>

資料 2 6 消防団員 幹部教育（指揮幹部科（分団指揮課程））

年度	学 生	教 官
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入団員の教育方法を教えてもらいたい。</li> <li>○ 礼式関係の授業を多くして欲しい。</li> <li>○ 浴室の利用を時間制限しないで欲しい。</li> <li>○ 分団指揮と現場指揮の講義で重複する時間がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育技法等についても今後検討が必要</li> <li>○ 講義の重複については、それぞれ別の教育課程なので、やむを得ないのではと思う。</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 座学で学んだことを実技で生かせる訓練を実施して欲しい。(多数)</li> <li>○ 礼式関係の授業を多くして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 座学中心の分団指揮課程に要望通りの実技を組み込むのは時間的に無理がある。実技を中心とする現場指揮課程との関係性を、各市町村等に周知する必要があると感じた。</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部として責任の大きさを痛感させられた。</li> <li>○ 座学で学んだことを実技で行かせる訓練を実施して欲しい。(多数)</li> <li>○ 礼式関係の授業を多くして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団幹部の方々の責任感の大きさを強く感じた。</li> <li>○ 訓練関係の要望が多かったが、惨事ストレス等のことで、不安を抱えている方がいたので、そういった授業も今後検討が必要であると思った。</li> </ul>

資料 2 7 消防団員 幹部教育（上級幹部科）

年度	学 生	教 官
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場指揮課程（団）の学生との合同訓練が非常に良かった(多数)</li> <li>○ 訓練、教育の重要性を改めて認識できた。</li> <li>○ 自分たちが指導する側に立った時の、ノウハウ等についての講義が聞きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回の実施から16年が経過しており、時間数等も大幅に違っていたことから、計画策定に大きな負担があった。</li> <li>○ 限られた時間数の中で、効果的に進めることができたと思うが、アンケートにあるように要望の多かった部分については今後導入に向けて検討が必要である。</li> </ul>



資料 2 8 消防団員 特別教育（訓練礼式指導員科）

年度	学 生	教 官
H28	○ 他の消防団員との意見交換が有意義であった。 ○ 実技時間を増加して欲しい。	○ 質問等も積極的に真剣に取り組む姿勢が良かった。
H29	○ 県内の消防団員と意見交換できたことが有意義だった。 ○ 地元で行っている礼式の方法が間違っていることに気が付けてよかった。 ○ もっと実技を増やしてもらいたかった。	○ 少人数で部隊的な訓練はできないものの、積極的に取り組む姿勢が大変良かった。
H30	○ 礼式の必要性、重要性に気づくことができた。 ○ 実技の時間を増やして欲しい。	○ 映像と実技の併用により効果的に進めることができた。

資料 2 9 消防団員 特別教育（ポンプ操法指導員科）

年度	学 生	教 官
H29	○ 技術的な面の今までわからなかったことが明確になったが、一番は指導者としての心得について改めて意識できた。 ○ 実際のデモ大会等を審査して検証してみたい。	○ 来年、大会の開催年に当たることから、入校者数も莫大になり、全員が一通り同じことを実施するのは不可能になった。 ○ 全員真剣に受講し、積極的な質疑が飛び交い内容の濃い教育となった。
H30	○ 指導上の注意事項について自分も気をつけなければならないと感じた。 ○ 鈴木教官による出張講座をして欲しい。 ○ 実技の時間を増やして欲しい。	○ 次年度、県大会が行われないことから、入校者数が劇的に少なかったが、各学生ともに非常に緊張感をもって積極的に受講していたのでよかった。

資料 3 0 消防団員 特別教育（ラッパ吹奏科）

年度	学 生	教 官
H28	○ 寮の部屋割りは市町村ごとにして欲しい。 ○ ラッパ隊の姿勢、技術等について県として統一すべきでないか。 ○ 指導者を育てる教育が必要ではないか。	○ 学生のアンケートにもあるように、団の中で指導できるものがないため、指導者の養成が急務ではないかと感じた。
H29	○ 自衛隊の指導員の方の指導が非常	○ 自衛隊の講師の都合によって、実施時

	<p>に良かった。</p> <p>○ 暖かい時期にできればありがたい。</p>	<p>期が大きく変わるので、事前の打ち合わせ等が必要である。(今回、実施日が変更となった)</p> <p>○ 従来の計画時は50人近い入校希望があったが、日程変更等により入校者数が激減した。</p>
H30	<p>○ 前例踏襲で教わっていたので、今回のような基本的な指導を受けられて本当に良かった。</p> <p>○ 自分の成長を感じられた。(多数)</p>	<p>○ 自衛隊への講師依頼は他の期間と違って複雑なので、前任と後任の2名セットで対応すべきであると考えている。</p>

資料3-1 消防団員 特別教育 (女性消防団員科)

年度	学 生	教 官
H29	<p>○ 基本が学べてよかった。</p> <p>○ 多くの女性消防団員にこの教育を受けて欲しい。</p> <p>○ 女性消防団員の今後の在り方(活動等)について話し合える時間があればよい。</p>	<p>○ 発足間もない女性消防団からの参加もあり、活動そのものも現場に行く団もあれば、広報のみに限定しているところなど多様であり、効果的な講義を行うためには、その内容について事前検討する必要がある。</p>

資料3-2 消防団員 校外教育

年度	学 生	教 官
H28	<p>○ 現地教育のため、アンケートについては未実施</p>	<p>○ 学校入校者が思いのほか少ない特別教育訓練礼式指導員科に代わって、多くの団員に教育ができる場として校外教育は有効であると感じた。</p>
H29	<p>○ 現地教育のため、アンケートについては未実施</p>	<p>○ 今後基礎教育の整合性や動向を踏まえ、現行のまま継続するのか、変更していくのかを検討していく必要がある。</p>
H30	<p>○ すべての授業が良かった。</p> <p>○ 実際に訓練が実践できてよかった。</p>	<p>○ 授業の内容は良かったが構成が前後していた部分があったため、より効果的に進めるために見直しが必要である。</p>

資料3-3 一般教育 自衛消防隊員教育

年度	学 生	教 官
H28	<p>○ 各種体験ができて勉強になった。</p> <p>○ 他の施設の方と交流ができたのがよかった。</p>	<p>○ 初任教育、救急科の入校時期に並行教育ができないことから、年度末の開催となっているが、今後はタイムリーな時期</p>

		に開催する必要がある。
H29	○ 煙、炎体験が非常に良かった。 ○ 屋内消火栓の訓練が実践的でよかった。	○ 実施時期が年度末ということで、過去の入校者数から激減している。実施時期の見直しも視野に検討が必要である。
H30	○ すべての授業が良かった。 ○ 実際に訓練が実践できてよかった。	○ 授業の内容は良かったが構成が前後していた部分があったためより効果的に進めるために見直しが必要である。

資料34 一般教育 少年消防クラブ員教育

年度	学 生	教 官
H28	○ 良かった。ためになった。(多数) ○ また入校したい。(多数)	○ 訓練中の事故、怪我の対応等子供ならではの危険性を考え、安全管理に配慮しなければならない。
H29	○ 教育カリキュラムについては大変好評であった。 ○ 楽しかった。また入校したい(多数)	○ 募集定員40に対し、今回92名の参加申し込み(5名欠席で87名修了)。実際に全員に体験させたが、時間と安全管理に対し手薄になった。 ○ 本部からの随行者の活用及び実施内容の変更等検討が必要である。
H30	○ 体験型のカリキュラムが好評であった。 ○ 楽しかった。また入校したい。(多数)	○ 熱中症の対策が必要である。(事前の周知等)